

令和7年9月定例会
政策総務常任委員会会議録

招 集 月 日	令和7年9月17日（水）
会 議 場 所	市役所 5階 議場
開 会 日 時	令和7年9月17日（水） 午前 9時02分
散 会 日 時	令和7年9月17日（水） 午後 3時31分
委 員 長	川崎葉子
委員会出席委員	
委 員 長	川崎葉子
副 委 員 長	坂本国広
委 員	金澤孝太郎 金子雄一 矢島洋文 小泉晋史
委員会欠席委員	
議 長	
委 員 外 議 員	
傍 聽 者	

議題

議案番号	議題名	審査結果
第73号	鴻巣市職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例	原案可決
第79号	令和7年度鴻巣市一般会計補正予算（第4号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第84号	令和6年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分	認定

委員会執行部出席者

(市長政策室)

市長政策室長 藤崎 秀也
市長政策室副室長 小川 裕子
市長政策室長参事兼
秘書課長 中山 浩一
総合政策課長 吉野 智和
(総務部)
総務部長 関根 正
総務部副部長 中根 哲
総務部参事兼
契約検査課長 小倉 英樹
総務部参事兼
やさしさ支援課長 高橋 和久
総務課長 遠藤 美穂
職員課長 小林 健介
ICT 推進課長 松本 康治
総務課副参事 藤平 健司

(財務部)

財務部長 鈴木 誠司
財務部副部長 原口 佳之
財務部参事兼
財政課長 富田 真久
資産管理課長 秋元 宏康
税務課長 野口 豊和
収税対策課長 川又 敦子
資産管理課副参事 山岸 晃
会計管理者 矢澤 欣子
参事兼会計課長 佐々木 志万子
監査委員事務局長 服部 和代
吹上支所長 戸ヶ崎 徹
川里支所長 山縣 一公

書記

國島 清文

書記

大谷 直樹

(開会 午前9時02分)

(委員長) ただいまから政策総務常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名いたします。金澤孝太郎委員と金子雄一委員にお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第73号 鴻巣市職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例、議案第79号 令和7年度鴻巣市一般会計補正予算(第4号)のうち本委員会に付託された部分、議案第84号 令和6年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分の議案3件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。議案について、議案番号順に執行部から説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。

なお、議案第84号の一般会計決算認定について、歳入と歳出は別々に執行部から説明を受けた後、質疑を行い、その後、討論、採決の方法で進めたいと思います。

また、質疑については、内容についてよく整理をしていただき、補正予算及び決算については補正予算書及び決算書のページ数と事業名を先に述べてから質疑をしていただくようお願いいたします。

委員の皆様には、円滑な議事の進行についてご協力をいただきますよう、よろしくお願ひいたします。

この方法でご異議ありませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。

なお、議案に直接関係のない部課長の退席を認めます。

初めに、議案第73号 鴻巣市職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(職員課長) おはようございます。それでは、本委員会に付託され、ご審議いただきます議案第73号 鴻巣市職員等の旅費に関する条例等の一

部を改正する条例についてご説明いたします。

初めに、改正の概要ですが、国家公務員等の旅費制度について、国内外の経済、社会情勢の変化に対応すること等を目的として、国家公務員等の旅費に関する法律等が一部改正されたことを踏まえ、国の改正内容を鑑み、本市において改正すべき部分について所要の改正を行うものです。次に、主な改正の内容ですが、新旧対照表を基に説明させていただきます。まずは、議案第73号資料の1、鴻巣市職員等の旅費に関する条例の新旧対照表を御覧ください。まず、2ページ目、改正案の第3条第6項ですが、旅費の支給について、職員への支給に代えて、市と契約した旅行業者等の旅行役務提供者に対し、出張に係る旅費に相当する金額を直接支払うことができるよう規定を追加するものです。

次に、改正案の第13条では、出張中の宿泊に要する費用について規定するもので、現行の1夜につき1万2,500円の定額支給から、国家公務員に支給される宿泊費を基準として規則で定める額とし、名称を「宿泊料」から「宿泊費」に改めるものです。なお、規則で定める額は都道府県単位で宿泊費の基準額を定めるもので、財務省令において定められた額と同額とし、一般職については8,000円から1万9,000円の範囲とするものです。

また、改正案の第19条において、旅費の支給について、宿泊費基準額と現に支払った額を比較し、いずれか少ない額とすると規定することから、都道府県ごとに定める宿泊費基準額を上限とする実費支給とするものです。

次に、改正案の第14条では、移動と宿泊が一体となった、いわゆるパック旅行について支給するための旅費として、包括宿泊費を新設するものです。

次に、改正案の第15条では、宿泊を伴う出張に必要な諸雑費に充てるための費用として宿泊手当を規定するもので、現行の1日につき2,200円の日当から1夜につき2,400円の宿泊手当に改めるものです。

続きまして、議案第73号資料の2、鴻巣市特別職職員の給与及び旅費に関する条例の新旧対照表を御覧ください。この条例での特別職職員は市

長及び副市長を対象としており、旅費については原則として一般職職員の例により支給するのですが、鉄道賃、船賃及び宿泊費について一般職と異なる規定とするものです。特別職職員には、鉄道賃の特別車両料金と船賃の特別船室料金を公務のため特に必要とする場合に限り支給できる費用として規定するものです。また、宿泊費については、都道府県単位で宿泊費基準額を規則で定める点は一般職と同様ですが、その額を1万1,000円から2万7,000円の範囲とするものです。また、議会議員及び教育長においては、特別職職員の例により旅費を支給することとするものです。

最後に、この一部改正条例の施行日につきましては令和8年4月1日とするものです。

議案第73号に対する説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(矢島) おはようございます。それでは、議案第73号について質疑を行います。

初めに、この条例を改正しなければならないその背景からの理由について伺います。先ほどの説明の中で国内外の経済情勢というような説明もありましたけれども、それだけではちょっと具体的なことが分かりませんので、この条例を改正しなければならない背景と、本市が改正をしなければならないその理由についてお伺いをします。

(職員課長) それでは、条例改正の背景、改正する理由についてお答えいたします。

国家公務員の旅費制度については、国内外の経済、社会情勢の変化に対応するとともに、事務負担の軽減を図るため、旅費の計算等に係る規定の簡素化及び旅費の支給対象の見直しを行うほか、国費の適正な支出を図るための規定を整備する等の措置を講ずる必要があったことから、国家公務員等の旅費に関する法律が改正されました。

本市におきましても、旅費法の改正内容を参考とし、経済、社会情勢の

変化に対応するため、旅費条例の改正が必要と思われる部分について今回改正を行うものです。特に宿泊費については、インバウンドの増加や為替、物価の変動等に伴い、宿泊する時期や場所により大きく料金が異なり、一律の定額支給が実態にそぐわない場合があることから、都道府県単位での宿泊費基準額を上限とする実費支給とすることについては公費の適正な支出につながるものと考え、一部改正を提案したものでございます。

以上です。

(矢島) 必要と思われる部分について改正を行ったということですが、では国のほうと変わっている部分についてはどういう部分があるのかお答えください。

(職員課長) 国のほうでは、転居費ですとか、着後滞在費や家族ごと転居をする場合における費用として家族移転費などが規定されておりますが、本市においてはそのような例が考えられないことから、規定をしないものです。

以上です。

(矢島) それでは、令和6年度の旅費について、この改正案の規定支給に基づいて算定をし直した場合に、旅費支給額というのは全体でどのように変化をするのか、それについてお答えください。

(職員課長) 今回の改正により旅費の支出額に影響が出るものとして日当と宿泊料がございます。令和6年度に旅費が支出された実績に基づき、同じ場所に同じ人数が出張したとして改正後の旅費を試算してみると、まず県外への出張に対し支給される日当についてですが、令和6年度は延べ404件で86万1,300円の支出がございました。このうち宿泊を伴う出張は延べ99件あったことから、宿泊手当に変更となりますと支出額は23万7,600円となり、影響額は62万3,700円の減となりました。また、宿泊料については47件で56万176円の支出がありました。これが実費額が分かっているものを除き、宿泊地の都道府県の宿泊基準額で試算しますと、47件で57万5,176円となり、影響額は1万5,000円の増となりました。日当と宿泊料を合わせた影響額は60万8,700円の減でした。

以上です。

(矢島) このように旅費が減額になるわけですけれども、そういう中で、日当とか宿泊費について減額になるわけですけれども、出張命令を行うわけですので、これまでと同様に出張命令が出せるのか、また配慮すべき点はどういう点があるのか。とりわけ随行出張等の場合においては、出張命令の、例えばこの旅費規定ではなかなか出張したくないとかという出張命令の拒否というのは想定をしているのか、または出張命令を出す側と命令を受ける側、この出張命令の拒否に関して、職務命令との関係性において配慮しなければならない、このような点は何かあるのか伺います。

(職員課長) 現行では、県外出張の際に宿泊の有無にかかわらず日当が支給されておりますが、改正後は日当の支給がなくなることから、職員に対し十分な周知を図ってまいります。また、随行出張での出張命令につきましては、宿泊出張となるような場合ですと、宿泊となることでの支障がないか職員によく確認し、出張の日程や内容を理解していただくなど、十分な調整を行った上で適切に出張命令を行うべきであると考えております。また、あらかじめ調整をすることにより、出張命令を拒否するということは想定はしておりません。

以上です。

(矢島) 十分に説明をしていって、お互いに理解をした上で出張命令は出しますよ、出張命令を受けますよということだったのですが、先ほど申し上げましたように、ではこれを理由に出張命令の拒否というのは想定をしているのかということについてお答えください。

(職員課長) 職務として命令を受けることになることから、正当な理由がなければ出張を拒否することは難しいのではないかと考えております。

以上です。

(矢島) では、このことを理由に出張命令を拒否するということはできないという認識でよろしいでしょうか。確認です。

(職員課長) 体調上の問題ですとか、どうしても家を空けられないとか、

そういう特別な正当な理由がなければ拒否するのは難しいのではないかと考えております。

以上です。

(矢島) 最後になのですけれども、文言でお聞きするとなかなか分かりづらいのですけれども、ではこの改正について、具体的な例として幾つか挙げていただきて、今までこういう出張についてこういう旅費が出ていたけれども、こうなりますというような具体的な例を二、三挙げていただきたいと思います。

以上です。

(職員課長) まず、宿泊を伴わない県内への出張の場合は、日当は支給されておりません。宿泊を伴わず県外に出張する場合に、日当の2,200円が支給されておりました。変更後には、今度は宿泊手当になりますが、これは1夜につき2,400円を支給することになります。

以上です。

(金澤) おはようございます。それでは、議案第73号 鴻巣市職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例について何点か質問させてもらいます。

この条例改正は公務員の待遇の改善という一環で私は捉えているのですが、今まで報酬、給料、それとか費用弁償、育児休暇、勤務時間、休暇等の処遇の改善が今までになされてきたという状況の中で、今回のこの旅費の件もそのような一環かなというふうに思っておるのですが、先ほどもご説明ありました、海外からのインバウンドの影響等でいろいろな社会変化が起きているという状況の中で今回の旅費の改定だよという形になりました。主なものとしては、旅行会社等の旅費の相当額を直接支払うことができますよということとか、パック旅行で包括宿泊費の新設がありますよとか、日当を宿泊手當に改めて、宿泊費の上限つきの実施給料を改正するというような内容であるのですが、前任者も今お話を質問ございました。私のほうは、この旅費の具体的な対応について何点か確認をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

まず1つは、出張するに当たって出発地と到着地がありますよね。これは、自分が出張命令を受けた勤務先の、いわゆる市役所とかにするのか、これは自宅でも可能なのか、この辺はどういう形になりますか。

(職員課長) 出張の出発地、到着地についてでございますが、出張先の開始時刻や終了時刻などにより、出張命令権者が認めた場合、自宅からの直行や自宅への直帰も可能となっておりますが、現在の旅費条例では出張の出発地及び到着地は在勤庁であることしか想定されておりません。そのため、自宅から直行した場合でも自宅から出張先までの旅費と在勤庁から出張先までの旅費を比較しまして安価なほうを旅費として支給しております。また、今回の改正において、第2条第1号の出張の定義に、在勤庁に加え、「出張命令権者が認める場合には、その住所、居所を離れて旅行し」と規定を追加することから、自宅等から直行直帰で出張する場合でも自宅からの旅費の支給ができることとなります。

以上です。

(金澤) 次に、旅費等の経費、これは担当者の事前承認は必要になるのですか。

(職員課長) 出張する職員は、出張前にグループウェアの庶務事務システムで出張に係る行程や交通費などを入力する必要があり、出張命令権者に電子決裁を受ける必要があります。

以上です。

(金澤) 次に、いわゆる旅費の出張する、視察等に行く目的地への交通機関の往復、これについては、例えば鉄道とか、航空とか、レンタカーとか、タクシーとか、いろいろ手段はあると思うのだけれども、この対応というのはどのようにすればよいのか、基本的な基準というのはあるのですか。

(職員課長) 旅費の計算に当たっては、本条例の第6条に「旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により出張した場合の旅費により計算する」とあります。運賃検索サイトなどから経路を決定し、出張命令権者は最も経済的な通常の経路及び方法であるかを確認し、決裁を行っております。

以上です。

(金澤) 今の答弁に対して、例えば災害等で交通機関がストップするとかというケースも当然あると思うのだけれども、そういう場合には一応今お話をあった基準に基づいた形で交通機関が可能なもので現地へ行っていいのか、その辺の確認はどうなのでしょう。

(職員課長) 天災等のやむを得ない事情等がある場合については、それを避けて出張できるという方法によって支出できるということになります。

以上です。

(金澤) 次に、宿泊費の先ほど基準額と、これをお話ございました。当然、宿泊費だと、交通費だ、あっちで宿泊ですから、朝食、夕食、また各種の税金等、そういうものが全部含まれていると思うのだけれども、この基準額というのはどういうふうに決めるか。先ほど県の例とかありましたけれども、鴻巣市としてはこの基準額はどういう形で決めるような形になるのですか。

(職員課長) 宿泊費基準額には朝食、夕食など食事代については含まれませんが、宿泊税や入湯税など、宿泊に際し必ず徴収されるような費用については、宿泊費に含み支給が可能となります。

以上です。

(金澤) 本市の場合、この基準額 자체は当然金額固まつてくるのだろうけれども、これはどのようなものを参考にするとか、何かあるのですか。もう上からこういう基準額で計算しろというルールがあるのか。

(職員課長) 宿泊費基準額につきましては、都道府県ごとに財務省令で定められているものがありますので、そちらを参考に本市でも規定してまいりたいと考えております。

以上です。

(金澤) 先ほどご説明の中で宿泊費の基準額と実際かかった額の場合は低い額とするというお話がございましたけれども、これは出張する人の裁量で考えていいのか、その辺はどうなのですか。

(職員課長) 宿泊費基準額を基準としまして、用務地までの移動にかかる

る距離ですとか時間等も考慮して宿泊先を選択していただければと考えております。

以上です。

(金澤) あと次に、包括宿泊費というのが新たに新設されたようございますが、この包括宿泊費の費用というのは、交通費、宿泊費、食事代、手数料とかそういうものが含まれると私は思うのですが、実際どのような費用が含まれているのかお聞きします。

(職員課長) 包括宿泊費には移動にかかる交通費と宿泊費が含まれ、食事代は含まれません。また、手数料につきましては、旅行代理店に支払う手数料についても、その手数料がパック旅行商品本体に含まれているようなものについては包括宿泊費に含まれるものでございます。

以上です。

(金澤) 次に、包括宿泊でパック旅行云々で行った場合、宿泊費並びに包括宿泊費のキャンセル料と旅行業者等の手当て、この辺の支払いというはどういう形になるのですか。

(職員課長) 宿泊に対するキャンセル料につきましては、本条例及び鴻巣市職員等の旅費の支給に関する規則の規定により、職員本人にキャンセル料相当分を旅費として支給することができます。また、改正後においては、旅行業者等に直接キャンセル料を支払うことも可能となります。以上です。

(金澤) 旅行業者、これは先ほどの説明で市と契約をした旅行会社という形なのですが、この契約先というのはどの程度を考えているのですか。例えば大手を考えているのか、地元の業者も含めるのか、その辺はどうなのでしょう。

(職員課長) 利用しやすいということで、利用ができやすい業者というふうに考えております。

以上です。

(金澤) 例えば日本旅行業者連盟とか、いわゆるそういう先に登録をしてある先。登録していない先もあるのだよね。だから、そういう基準というのをどのようにお考えになっているのか。私の聞いたところだと、

そういう連盟に入っている旅行会社だった場合は、もし事故があった場合は連盟のほうからも補償が出ますよというような話を聞いている。ただ、そういうものに入っていない先というのはもうその会社の自腹になるとかという形になるのですけれども、今の説明だと市と契約した旅行会社というふうに説明を受けたから、みんな契約しなくてはならないという形になるのですか。

(職員課長) 旅行の都度契約をするという形になります。また、旅行会社の選定については、まだちょっとそこまで考えておりませんでしたので、他市の例等を参考に今後検討してまいりたいと思います。

以上です。

(金澤) 今、いろいろ具体的なものについて質問させていただきました。旅費の改定については、いろんなケース・バイ・ケースがこれから出てくるという形になると思うのですが、我々議員も議会事務局を通してそういうことをやらざるを得ない。また、特別職云々、また職員の皆さんも職員課のほうでお話をするという形なのですが、最終的にこういうケースはどうしたらいいのかというような質問の場合に、この取りまとめというのは総務部の職員課という形でよろしいですか。統一だけしておかないとどうなのかなという感じがするのですが。

(職員課長) 旅費については職員課で所管しておりますので、職員課にご相談いただければと思っております。

(金子) 1点だけちょっと確認いたします。

先ほど改正のところの第15条、宿泊手当の2,400円、1夜につきということで出ていますけれども、これ日当が廃止ということで、今度宿泊。昼間のと夜ので何かそれが移行したような感じにもなるのですけれども、その理由とか、また2,400円と。前に比べるとちょっと違うかなと思うのですけれども、その根拠的なもの、手当のそういうものについて確認したいと思います。

(職員課長) 委員おっしゃるとおり、日当を廃止して宿泊手当を新たに支給することになるものでございます。現行の日当につきましては、昼食代を含む諸雑費として支給しておりました。昼食代は、通常の

勤務時においても必要となる費用であることから、これを見直すこととした一方、宿泊を伴う出張では、通常の勤務時と比べて夕朝食代のかかり増しを含む諸雑費が発生することから、宿泊手当として1夜当たりの定額を支給することとするものです。

また、宿泊手当2,400円の根拠でございますけれども、宿泊手当額は、これも財務省令において1夜につき2,400円と定められておりまして、本市もこれに倣って設定をするものです。また、この2,400円の根拠は、国においては民間企業等に係る実態を調査した上で、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用として、通常要する費用を勘案し、設定したということを聞いております。

以上です。

(金子) 今の宿泊手当の説明、分かりました。ただ、景気とかいろいろなものを鑑みてということで、それで設定されているということなのですが、何か私も長い経験年数から見ると、初めは日当も半日当から始まって、今度は全日当だとか、そんな全日当も高い、安いもあったり、あといろんな鉄道手当とかそういうのも、かかるものについてもいろいろ規定が厳しくなっているということでございますけれども、今後の見通しとして、この宿泊手当もいざれはどのような方向に行くのかなというふうなのがちょっと心配な点もあるのです。というのは、職員からしてみれば賃金というか、ある程度収入と言っては変ですけれども、ある程度経費としてかかるものであるとすれば、これは正当なものとしてやはり支給すべきものであるかなと思うのですけれども、何かいろいろのものを付け加えて、理由づけをして変更とかいろいろ改定がされているというのが事実かなと思うのですけれども、これも時代の流れかなと思うのですけれども、このような点に鑑みて、これからもこういうふうな改定がされるのかどうか、予想されるのかどうか、ちょっとそのところをお聞きいたします。

(職員課長) 宿泊手当につきましては、国のはうでも民間の状況を見ながら見直しを図っていくということでございますので、本市としましても国の状況を注視してまいりたいと考えております。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(何事か声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時38分)

◇

(開議 午前9時39分)

(副委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(川崎) 私のほうからも何点か聞かせていただきたいと思います。

まず、第1条、(2)の赴任とありますが、今回の改正にどのような影響があるのか、どのような例があるのか伺います。

(職員課長) 赴任の用語の意義を追加することは、今回の条例改正の大きな理由であります旅費法の改正に伴うものではございません。本条例において赴任について明確に規定されていなかったことから、改正後の第16条の外国旅行に係る規定に追加するとともに、第2条において赴任の用語の意義を追加するものでございます。

以上です。

(川崎) 今聞いたのですけれども、そのような例があるのか、もう一回お聞きいたします。

(職員課長) 失礼しました。過去においては、本市の職員が一般財団法人自治体国際化協会の海外事務所に派遣となり、オーストラリアに赴任となった例がございます。

以上です。

(川崎) それでは、2の議案資料なのですけれども、そちらのほうから伺いたいと思います。

主な内容として(1)から(5)まで上げられておりまして、前任者の質問により分かったところもありますので、それぞれちょっと聞いていきたいのですが、まず(1)についてなのですが、旅費の支給事務の簡素化ということが載っております。これまでの支給事務と改正後の変化はどのようになるのか、具体的にお答えいただければと思います。

(職員課長) 現行では、旅費は職員本人へ支給するものでしたが、改正により、旅行業者等の旅行役務提供者と契約締結した上で、当該旅行役務提供者からの請求書等により、直接旅行役務提供者に支払うことができるようになります。

以上です。

(川崎) では、続いて(2)のところでございます。宿泊料の見直しというところであります。宿泊費にするということですが、この中で上限つきの実費支給とあります。これ具体的にどのようなことなのかお聞きいたします。

(職員課長) 現行の宿泊料につきましては、場所や宿泊施設にかかわらず一律で1万2,500円となっておりましたが、改正後は都道府県ごとに規則で定められた宿泊費基準額と実際に支払った実費額の少ない額を支給することになるということで、上限つきの実費支給ということになるものでございます。

以上です。

(川崎) それでは、ここでいうところの上限というのは、一般職は1夜につき1万2,500円とありますが、これを上限というふうに捉えるということでおよろしいのでしょうか。

(職員課長) 改正後は、都道府県ごとにその基準額を定めまして、宿泊する都道府県によって上限が上下するというような形になるものでございます。

以上です。

(川崎) 分かりました。

続きまして、(3)のところであります。包括宿泊費が新設になることにより事務の簡素化と経費の削減が図られると考えていらっしゃるのだと思うのですけれども、具体的にどのようにそこを試算していらっしゃるのか伺います。

(職員課長) 現行では、移動及び宿泊が一体となったパック旅行を旅費条例上想定しておらず、パック旅行に対する旅費の計算方法が制度上確立しておりませんでした。パック旅行は、移動と宿泊を別々に手配する

よりも安価に旅行をすることができるものと捉えておりますので、今後はパック旅行を利用することにより旅費の削減につながるものと考えております。また、旅行業者等への直接支払いが可能となることからも事務の簡素化につながるものと考えております。

以上です。

(副委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 9 時 45 分)



(開議 午前 9 時 45 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第73号 鴻巣市職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第79号 令和7年度鴻巣市一般会計補正予算（第4号）のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(金澤) それでは、議案第79号、令和7年度一般会計補正予算（第4号）について何点か質問させていただきます。

まず、1ページの歳入歳出予算の補正のところでございますけれども、全体的に令和7年度当初予算431億3,100万に比較すると、この実数は14億2,098万円の増加となっているという状況でございますけれども、当初予算の時点、それと今回の補正予算額との差異について、どのような補正があったのか、逆に言えば想定していない事業等の予算もあったのか、その辺を確認をさせていただきたいと思います。

(財務部参事兼財政課長) 今年度、今回の9月議会までに4回補正予算を提出させていただいておりますが、今年度どのような補正があったのか、主なものをまず振り返させていただきますと、5月臨時会での1号補正では、歳入では、物価高騰による光熱費等の上昇の影響を緩和するための支援金に対する放課後児童クラブ物価高騰対策給付事業補助金と保育所等物価高騰対策給付事業補助金の追加など、また歳出では、物価高騰による光熱費等の上昇の負担軽減対策として、放課後児童クラブや保育所等への物価高騰対策支援金の給付に係る事業費のほか、川里農業研修センター集会室や鴻巣駅東口エスカレーターに係る施設の修繕料の追加など、1,312万円を追加しております。

6月定例会の2号補正では、歳入では、個人市民税の定額減税相当額として定額減税減収補填特例交付金や、令和7年度における定額減税補足給付支給のための物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の追加など、また歳出では、昨年度実施しました定額減税補足給付金調整給付の額に不足が生じた方や事業専従者等で税制度上の扶養親族に該当しないため定額減税の対象外であった方に対し補足額給付を行うための関連事業費の追加など、4億6,705万円を追加しております。

6月定例会最終日、追加議案の3号補正では、歳入では、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた市民や事業者に対する支援策を実施するための物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の追加など、また歳出では、現在実施中であるこうのす空・花クーポン券2025事業の第2弾の実施に係る補助金の追加など、7,083万円を追加しております。

本定例会に提出しております4号補正では、歳入では、令和5年度決算の確定に伴う前年度繰越金（P.25「令和6年度決算の確定に伴う前年度繰越金」に発言訂正）や市債の追加など、歳出では、過年度の各事業費の確定に伴う国、県への返還金や、あたご公民館及び川里図書館における空調設備等の改修工事費の追加など、8億6,996万円の追加としております。

ご質問のありました想定していなかった事業費の予算という点につきましては、1号補正と3号補正で計上しております国や県の交付金等を受けて実施する支援策関連の事業に係る予算が想定していなかった部分という点で大きなものであったと考えております。

以上です。

（金澤）よく分かりました。

次に、7ページの地方債補正の追加分と、関連して17ページの市債についてのところなのですが、あたご公民館の改修事業が1億9,450万円、それと川里図書館改修事業が2,110万円かな、を追加するということなのですが、この追加理由というのはどういう状況なのか。

（財務部参事兼財政課長）今回追加いたしました2事業のうち、あたご公民館改修事業につきましては、あたご公民館及びあたご児童センターにおきまして現在不具合が発生しております集中管理方式による冷温水器式の空調設備を個別方式の電気式に改修するための事業費を今回の4号補正予算に計上しております、その財源として地方債を活用しようとするものでございます。

もう一つの川里図書館改修事業につきましては、現在空冷ヒートポンプチラーの2基あるコンプレッサーのうち1基が故障して停止しておりますことから、空調設備を更新するとともに、館内の読書環境改善のためのLED化を実施するための事業費をあたご公民館と同様、今回の補正予算に計上しておりますが、図書館の空調設備の更新に係る地方債の該当メニューがございませんため、全体事業費のうちLED化を行うための事業費の財源ということで地方債を活用しようとしているものでございます。

以上です。

(金澤) まず 1 つ、あたご公民館だと空調システムの見直しという形で、こういう夏ですから、この空調システムは早く直さなくてはならないと思うのですが、財政課のほうなので分かると思うのですけれども、公民館で今空調システムはもう全部新しいものに切り替えてあるのかどうか、その辺は分かりますか。

(財務部参事兼財政課長) 公民館によっては、過去に空調の改修を行った館もございますし、建設当時のまま使い続けているものもあろうかと思うのですけれども、現在財政課のほうで把握しております公民館における空調設備の不具合という部分につきましては、今回予算計上しておりますあたご公民館の部分ということで認識しているところでござります。

以上です。

(金澤) それと、今 2 番の川里図書館の改修事業の中で L E D 化をしましたよというお話をございました。この L E D 化、私の記憶だと 2027 年に蛍光灯が取りやめられるような形になって、全て L E D 化等にしなくてはならなくなってきたているのかなというふうに思うのですが、財政課のほうで分かるのは公共施設の中で L E D 化がまだできていないところ、大体何 % ぐらい L E D 化になっているのですか。

(財務部参事兼財政課長) L E D 化の達成率につきましては、環境課のほうの所管ということで、申し訳ございません、今財政課のほうで把握していないところでございますが、市では L E D 化につきましては毎年計画的に進めているところでございまして、今後、蛍光管の製造が中止という、期限が迫っておりますので、今年度中に環境課のほうで L E D 化の現在の導入状況を調査いたしまして、計画的に今後も導入していく予定としているところでございます。

以上です。

(金澤) 今、財政課のほうだと包括支援システムが導入されているわけだから、2027 年までに蛍光灯がアウトになる、 L E D 化にするという計画自体は、全体的には把握しているという状況でいいのですよね。

(財務部参事兼財政課長) その期限というのは承知している中で、計画的に進めておりますが、その期限で以後一切使えなくなるというわけではございませんので、段階的に使える蛍光管が切れるまで使わせていただくという部分と、一方で、環境への配慮ということでLED化の推進というのはやっぱり必要な部分でありますので、その辺は予算の状況も踏まえながら計画的に推進していきたいというふうに考えております。以上です。

(金澤) それともう一つ、変更のところで防災行政無線の整備事業がありますが、これの変更理由というのはどういうものなのか。

(財務部参事兼財政課長) 防災行政無線整備事業の変更理由でございますが、当初予算におきまして、県が実施する衛星系防災行政無線施設の再整備工事に係る整備費として支出する負担金の財源とするため、地方債の限度額1,190万円を計上しておりましたが、今回の4号補正予算にて計上しております防災行政無線管理事業における老朽化した全国瞬時警報システム、Jアラートの受信機を更新するための事業費の財源するために400万円の地方債を追加するものでございます。

以上です。

(金澤) 分かりました。

次に、歳入のほうでございますが、15ページになりますか、繰入金のところです。財政調整基金の繰入金が18億6,000万マイナス補正となっております。財政調整基金は、基準財政規模の残高で、私なんか把握しているのは5%から10%が適正規模というふうに思っているのですが、今回の財政調整基金繰入金のマイナスの補正の要因というのは何なのか、その辺分りますか。

(財務部参事兼財政課長) 今回の財政調整基金繰入金のマイナス18億6,000万円としました要因としましては、令和6年度決算が確定したことによりまして、前年度繰越金として今回約14億5,800万円を追加しております。この部分が実質的な原資といたしまして、財政調整基金繰入金の額を縮減できたことが主な要因というふうに考えております。

以上です。

(金澤) あと、この繰入金の補正後の財政調整基金の残高というのは大体どのぐらいの見込みになるのですか。金額だけお願ひします。

(財務部参事兼財政課長) このたびの補正をご承認いただきました後の基金残高、令和7年度末の残高見込みとしましては、約32億1,500万円を見込んでおります。

以上です。

(金澤) 32億1,500万円。確認しました。

次に、同じページ、15ページの繰越金です。繰越金が14億5,802万円かな、その増加補正の要因というのはどのようなものか。先ほどちょっとご説明あったと思うのですが、確認だけさせてください。

(財務部参事兼財政課長) 繰越金の金額につきましては、予算に対する歳入の超過額と歳出の不用額の2つの要因がございます。令和6年度決算における実質収支額は約22億800万円となっておりまして、これが翌年度への繰越金となるわけでございますが、その内訳といたしまして、歳入では、令和6年度の収入予定額に対しまして、国や県の支出金が約2億9,800万円の不足でございましたが、市税や各種交付金が約11億900万円の超過となるなど、差引きでトータルで約7億8,800万円の収入超過となっております。一方で、歳出では、全序的に予算の適正な執行に努めたこともございまして、不用額が約14億2,000万円となっておりまして、この収入の超過分と歳出の不用額の分が繰越金ということで今回の補正額の要因となってございます。

以上です。

(金澤) 最後の質問です。

歳出のほうなのですが、ページが18ページ、総務費の一般管理費のところの中で、補正額の財源内訳の中で、国のほうから中長期在留者住居地届出等事務委託というものがあるのですが、この内容、職員人件費に財源内訳更新と、このように書いてありますが、この国の事務委託金が人件費に充当される理由というのはどういうものなのかお聞かせ願いたいのです。

(職員課長) 今回市民課の歳入として計上されております中長期在留者

住居地届出等事務委託金は、中長期在留者住居地届出等事務の処理に要する経費として交付されるものとなります。交付決定を受けた経費が備品購入費などの物件費のほか人件費も対象となっていることから、人件費分について、既存の職員人件費に充当を行ったものでございます。

以上です。

(金澤) 1点だけ。今の説明の中で、人件費のお話がございましたけれども、入数的には分かるのですか。分からぬいかな。

(財務部参事兼財政課長) 大変申し訳ございませんが、ちょっと入数的な部分につきましては市民課の所管の部分になりますので、申し訳ありません。手元に資料がございませんので、お答えできなくて申し訳ございません。

(坂本) 財政調整基金の繰入金の減額についてのところで、15ページのところで、先ほど基金残高の見通しが32億1,500万円ということを伺いました。この金額は標準財政規模のどれぐらいの割合になるのか、財政の健全性について大丈夫なのか、ちょっと伺います。

(財務部参事兼財政課長) 財政調整基金の残高の適正規模につきましては、先ほど金澤委員さんのほうのお話がございましたとおり、標準財政規模に対しまして5%から10%が適正であるというふうに一般的にされております。本市では、これまでおおむね30億前後ぐらいの財政調整基金の残高を維持してまいりまして、不測な財政需要に対応してきたところでございますが、今回の7年度末の残高見込み、32億1,500万円の標準財政規模に対する割合を計算いたしますと約12%となっておりまして、適正規模とされる5%から10%を若干上回るような状況となっております。このようなことから、金額的には今後も不測な事態への備えとしては十分に確保できているものと考えております。

以上です。

(坂本) 先ほどの件はよく分かりました。

それでは、続きまして7ページのあたご公民館改修に約1.9億円、それから川里図書館改修に2,110万円の市債を充てております。ご説明を伺うと、空調が厳しいということで、本当に急ぎの案件なのだろうなという

ことが分かったのですが、これらは公共施設再編全体の中でどのような優先づけの下、位置づけられたのか。急ぎだということなのかなとは思うのですが、また将来の償還財源をどう確保するのかについて伺います。

(財務部参事兼財政課長) 今回のあたご公民館及び川里図書館につきましては、各地域の拠点として、また生涯学習の拠点として長年にわたり市民の皆さんに親しまれている施設でございます。そういった観点から、今後も適正に維持管理していくという施設であるという認識の下、早急に今回空調設備の改修を行うべきというような判断で補正予算を計上したところでございます。

財源の確保という部分でございますが、今回この2事業の地方債の起債に当たりましては、交付税算入がそれぞれ70%及び約40%程度される地方債ということで、市の財政負担に配慮して有利な地方債を活用することとしておりまして、そういう部分で市の負担の軽減を図っております。今後も公債費の負担が過度な負担にならないように、必要に応じて減債基金の繰入金なども活用しながら、適正な財政運営に努めていきたいと考えております。

以上です。

(坂本) 分かりました。

それでは、ちょっと戻って6ページの電子例規システム更新業務と、それから家屋評価システムの更新等について、複数年度にわたる債務負担行為が追加されています。これらの費用対効果をどのように検証し、業務効率化につなげるのかを伺います。

(総務課長) 電子例規システムの検証ということなのですが、具体的に検討はまだしておりませんが、システムについてはそのシステムへの慣れというものが大きく関わってくるとは思うのですが、使いやすさや適切な例規管理ができているかなどの視点から検証ができるものではないかと捉えております。また、業務効率化につきましては、今回のシステム更新で従来の改め文方式による改正、それから新旧対照表方式による改正についての機能を確認して調達していきたいと考えております。

以上です。

(税務課長) そうしましたら、家屋評価システムにつきましては、平成11年にシステムを導入をしております。年間約700棟からの新增築される家屋を評価する必要がありまして、作図、評点付設、施工料計算等を行うシステムを利用することで固定資産評価基準に基づく評価を正確、迅速に実施することができておりますので、効果としては十分あるというふうに考えております。

以上です。

(坂本) そうすれば、このシステムの導入をすることによって職員の作業時間の削減や問合せの件数の減少などというのが見込めるのかどうかだけ最後伺います。

(税務課長) システムを使うことによって、固定資産の評価基準に基づいて評価を正確、迅速に行うことができますので、効果は十分あるというふうに理解しております。

以上です。

(総務課長) 電子例規システムに関しましても、システムを利用することで例規の最新の状態を保ち、適切な例規管理ができる事から、効果があると考えております。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時17分)



(開議 午前10時17分)

(副委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(川崎) それでは、地方債補正のことについて伺います。

先ほど前任者からも今回2事業を地方債に追加した理由について質問がありました。ご説明があった中で、川里図書館のことについてちょっと聞き漏らしたこともありまして、ＬＥＤ云々のことについて、再度ご説明をお願いいたします。

(財務部参事兼財政課長) 川里図書館改修事業でございますが、現状としましては、空調設備の中でも空冷ヒートポンプチラーの2基あるうちのコンプレッサーのうち1基が故障して停止しておりますので、利用者の方にご不便をおかけしているところです。空調設備の改修工事を行うに当たりまして、天井を剥がしたりですとか、そういう作業がございますので、それと併せて効率的に行うためにも、LED化も今までされておりませんでしたので、これに併せて実施するというような事業内容となつてございます。

以上です。

(川崎) 分かりました。

それでは、この2事業を地方債に追加したわけですけれども、これまでの地方債充当事業数がどのぐらいになるのか、あと主なものについてお聞かせください。

(財務部参事兼財政課長) ご質問はこのたびの補正の2事業についての地方債の充当率というようなご質問ということでおろしかったでしょうか。今回の2事業につきまして、まずあたご公民館改修事業につきましては、地域防災計画においてあたご公民館は福祉避難所に位置づけられておりますことから、緊急防災・減災事業債の活用を予定しております、事業費に対する地方債の充当率は100%、事業費に対して100%起債をすることができるということになっております。こちらの地方債につきましては、交付税の基準財政需要額に元利償還金の70%が算入されることとなつております。

もう一つの川里図書館改修事業でございますが、先ほどもご答弁申し上げましたとおり、空調設備の更新に係る事業費に対しては起債できる地方債のメニューがありませんので、LED化を行うための事業費の部分を切り取りまして、そちらの財源として脱炭素化推進事業債の活用を予定しております。こちらにつきましては、事業費に対して充当率が90%となっておりまして、交付税の算入割合につきましては、自治体の財政力によって変動することとなっておりますが、本市の場合ですとおよそ40%弱になる見込みとなつております。

以上です。

(川崎) すみません。私の質問がちょっと、通告を1つ飛ばして質問をしてしまいましたので、かみ合わずに、大変失礼をいたしました。ただ、聞くべきことについて答えていただいたわけなのですが、2つの事業の種類、それとまた残高、充当率ということについて今お答えいただきましたので、それは承知いたしました。大変失礼いたしました。

その上でなのですが、地方債の充当している事業数ということについてお聞かせ願えればと思います。

(財務部参事兼財政課長) 地方債の充当している事業数ということでございますが、現在地方債を……事業数といいますか、地方債を借りている件数という部分でお答えさせていただければと思うのですが、地方債の借入れの件数といったましては、令和6年度末現在の状況ですと476件、これまでの通算で、累計で476件、現在借入残高が残っているものがございます。

以上です。

(副委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時23分)



(開議 午前10時23分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第79号 令和7年度鴻巣市一般会計補正予算（第4号）のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

（委員長）挙手全員であります。

よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時24分）



（開議 午前10時45分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

財政課長より発言の申出がありましたので、許可いたします。

（財務部参事兼財政課長）発言の訂正をお願いいたします。

先ほど金澤委員の議案第79号の補正予算に対するご質問のうち、1点目の1ページ目の歳入歳出予算の補正についての答弁の中で、第4号補正の内容をご説明する箇所で、「歳入では、令和5年度決算の確定に伴う前年度繰越金」と申し上げてしまいましたが、正しくは「令和6年度決算の確定に伴う前年度繰越金」でございました。おわびして訂正をお願いいたします。

（委員長）ご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

次に、議案第84号 令和6年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分の歳入について、執行部の説明を求めます。

（説明省略）

（委員長）以上で説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時27分）



（開議 午後1時00分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第84号につきましては、説明が終わっております。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(矢島) それでは、議案第84号について質疑を行います。

初めに、14、15ページからです。ちょっと市税全般についてお伺いをいたしますけれども、市税の中で個人市民税だけが補正を行っておりますが、この個人市民税だけ補正を行わなければならなかつたその理由について伺います。

(税務課長) 令和6年度の個人市民税につきましては、定額減税の影響に伴い減収となりましたが、個人市民税の減収分は全額が国費により地方特例交付金として補填されました。そのため、個人市民税の減額補正と地方特例交付金の増額補正を同時に予算計上する必要が生じたことから、令和6年の6月議会において個人市民税の減額補正を行つたもので

す。

以上です。

(矢島) では、なぜというか、ではほかの税目は補正をする必要はなかつたということなのでしょうか。

(税務課長) 市税の当初予算額につきましては、国、県からの情報、過去の実績、景気見通しなどを基に積算をしておりますが、一度計上した後は多少の増減があつても毎回補正を行うと手續が煩雑になるため、補正は行っておりません。また、市税につきましては、市民の所得や景気動向に左右されるため、細かな変動は常にあり、特に法人市民税や軽自動車税の環境性能割は毎月調定があるため、年度末近くにならぬと歳入見込額を把握できないことからも、歳入補正は行っておりません。

以上です。

(矢島) 金額があまり大きくない場合にはというような理由も一つにあつたかと思いますし、やっぱり事務の煩雑さとかがあると思いますけれども、しなくとも財調のプラス・マイナスで済んでしまうケースがほとんどなのでしょうけれども、市税というのはおおむねほとんどの税目が年度課税になっていると思います。当初予算の段階では当然、市税の収納の今までの傾向ですか、景気の動向ですか、その他社会情勢を考

慮して収入の見込額を計上していると思うのですけれども、例えば法人市民税を見た場合に、予算額に対して収入済額が1億円弱の増、これを多いと見るのか、少ないと見るのか、そこもあるかと思いますけれども、これだけの開きがあります。また、固定資産税においてもしかりで、2億円余りの増。当初予算に対して収入済額が2億円余りの増で、私は大きな開きがあると思います。もしそうだとしたら、せめて年度の途中で賦課額が、賦課決定がされて調定額が確定した段階で一度、見込額との差異について補正予算を計上して予算と収入見込額の差異ができるだけ縮小すべきではないかなと思うのですけれども、見解を伺います。

(税務課長) 繰り返しの答弁となりますが、一度計上した当初予算につきましては、多少の増減がありましても、毎回補正を行うと手續が煩雑になるとともに、各税目において細かな変動が常にあり、年度末近くにならないと歳入見込額が把握できないことからも、現時点では歳入補正是行わなくてもよいと考えております。

以上です。

(矢島) 繰り返しの質問で恐縮ですけれども、これを多少と見るのかどうなのかということと事務の煩雑さということですが、一度してみたらどうですか。そこである程度賦課額が決定すれば収入見込額が算出できるのではないかなど。そこで予算と収入見込額の差が詰められるのではないかなどを申し上げているのですけれども、再度答弁をお願いします。

(財務部参事兼財政課長) 現状といたしましては、先ほど税務課長のほうから答弁申し上げましたとおり、補正予算対応というのはしていないような状況でございます。矢島委員さんおっしゃるとおり、乖離を縮めるというのも重要であるというふうには認識しております。実際補正予算を行うというところにつきましては、税務課サイドと財政サイドと協議の上、今後の検討材料とさせていただきたいと考えております。

以上です。

(矢島) 検討するという答弁をいただいてしまったので、なかなか質問しづらい部分もあるのですけれども、言うまでもなく、予算というのは

議会の議決が必要だということは言うまでもありません。令和6年度の当初予算もこれらの手続にのっとって承認をされています。予算額というのは、すなわち収入見込額ですので、その予算額を議会が承認したわけです。予算額が実際の収入見込額と大きく差が生じたとしても、その差を放置しておくということは、予算と、それから議会の議決権との関係において、ではどのような見解を持っているのか伺います。

(財務部参事兼財政課長) 矢島委員おっしゃるとおり、歳入予算につきましても歳出予算と同様に款項の区分までが議決事項とされておりますことから、歳入予算額と収入見込額の差が大きくならないよう補正予算で対応していくことは、他の事業の財源としての活用を図っていく上でも望ましいことと認識しているところでございます。現状としましては補正予算で対応は行っていないところでありますけれども、現状としましては財政運営に支障が生じる歳入欠陥にならないように歳入予算は手堅く見積もっているということが予算額と実際の収入額との乖離を生じさせる一番の要因であると考えております。先ほど補正についても検討という話もしたところですが、まずはこの点を解消していくためには、歳入の当初予算額の精度を高めていくことが一番まず取り組める部分であると考えておりますので、今後も国や県の動向、社会経済情勢などを注視していきますとともに、各課との予算ヒアリングの中で予算要求額の妥当性を慎重に検証しながら、予算額の精度向上に努めてまいりたいと考えております。

(矢島) では、最後になのですけれども、項までについては議会の議決が必要だというのはそのとおりであって、では例えば細かく見たときに、細かい単位で見たときに、森林環境譲与税については、これだけを見れば歳入欠陥ですよね。さっき歳入欠陥を図らないようにということで、それは全体の話であって、個々に見た場合、議会の議決が必要な項については、森林環境譲与税については歳入欠陥が生じている。こういうものは、では全体がオーケーだったら補正をしなくてもいいのか、最後にお伺いをしますし、もし歳入の補正をするのが非常に事務が煩雑だと、要は一度当初予算見込んだ後はもう補正をしないのだということに合理

的な理由があるのだったら私は強く補正をしろとは求めませんけれども、しっかりとした、例えばこの決算書を見たときに市民の方等々が、ああ、そうなのだと納得できるような形で説明ができるのだったら、それはそれでいいと思いますけれども、今の答弁だとなかなかそういうふうに理解するのが難しいのかな、その一つとして、今申し上げたとおり、森林環境譲与税について、もう歳入欠陥が生じているではないかと、全体がオーケーだったらしいのかということを最後に伺います。

(財務部参事兼財政課長) 矢島委員おっしゃるとおり、一部の科目におきましては、科目単位で見ますと歳入欠陥が生じている科目も幾分かございます。歳入につきましても款項までが議決事項とされておるのですが、実情といたしましては、まず歳入予算額と決算額の乖離がどの程度まで許容されるかというところで明確に定められたものがないという部分と、また歳出予算は予算額を限度としまして、それ以上は支出できないという拘束性があるのですけれども、歳入予算についてはその予算額を収入しなければならないというような拘束性がないという部分もございまして、現状としては特に細かく補正の対応をしていないのが実情でございます。ただ、今後いろいろ様々な財政需要に対応していくためには、早めの補正予算などで財政調整基金を積み立てるなど、財源確保という観点も必要であると考えておりますので、本日いただいたご意見、一旦お預かりさせていただきまして、今後検討課題とさせていただければと思います。

以上です。

(矢島) 続いて、15ページになります。15ページにある市民税の中で、初めに個人市民税、法人市民税、固定資産税、この3税の過去3年間の現年度分と滞縛分の収納率を初めにお伺いをします。

(収税対策課長) 個人市民税、法人市民税、固定資産税の各税目の過去3年間の収納率ですけれども、個人市民税の現年分の収納率は、令和6年度から令和4年度の3年間は全て99.5%でした。滞納縛越分は、令和6年度が34.4%、令和5年度が29.6%、令和4年度が32.0%です。

次に、法人市民税の現年度の収納率は、令和6年度が99.8%、令和5年

度が99.7%、令和4年度が99.1%です。滞納繰越分は、令和6年度が7.5%、令和5年度が18.0%、令和4年度が56.7%です。

次に、固定資産税の現年度分の収納率は、令和6年度が99.7%、令和5年度が99.7%、令和4年度が99.5%です。滞納繰越分は、令和6年度が36.0%、令和5年度が35.7%、令和4年度が41.9%です。

以上です。

(矢島) 今の答弁の中で、法人市民税の滞縲分に大きな変化があったと思います。この法人市民税の滞縲分の変化について、その理由をお伺いします。

(収税対策課長) 法人市民税の収納率が大幅に減少しているのが、4年度から5年度にかけて大幅に減少しております。6年度も減少しておりますが、この法人市民税の収納率が大幅に減少した要因は、令和4年度の年度末に複数の事業年度にわたり追徴課税が発生した法人がありました。令和5年度に経営悪化により法人が解散したことで、この法人市民税の徵収が困難になってしまったことによるものです。

以上です。

(矢島) 理由は分かりました。そういう収納がもう不可能なもの、要はどこかのタイミングで不納欠損処分を行う必要が当然出てくると思いませんけれども、この不納欠損を行うに当たっては明確なルールづけという是有るのでしょうか。何を聞きたいのかというと、恣意的に不納欠損処分を遅らせたりとか、そういうことがないのか、そこを伺いたいので、どのような規定があるのか伺います。例えば先ほど言いましたように不納欠損処分を安易にしたり、逆に処分を行わずに先延ばしをしたりということが恣意的に行われないか、そのチェック体制についても併せて伺います。

(収税対策課長) 不納欠損は、財務会計上の手続の一つで、地方団体の債権が消滅した場合に債権を不納欠損として整理し、時効到達などの調定額を減額する処理のことをいいます。不納欠損の処理は、地方税法第15条の7及び第18条に規定されており、例えば滞納処分をすることができる財産がないときに滞納処分の執行を停止した場合、その執行の停止

が3年間継続したときは徴収金の納付義務が消滅するといったことが定められております。また、不納欠損のチェック体制ですが、収税対策課の管理職を中心に進捗管理を行っており、不納欠損の処理漏れがないかなどのチェックは随時行っています。今後においても、徴収を強化することはもちろんですが、滞納者の実態をきめ細やかに調査した結果、財産がないものについては執行停止とし、適切に不納欠損の処理を行つてまいります。

以上です。

(矢島) 続いて、19ページになります。ここでは、初めに株式等の譲渡所得割交付金についてお伺いをします。

予算額に対して3倍を超える収入があった、この理由についてまず伺います。

(財務部参事兼財政課長) 増額となった理由でございますが、好調な企業の業績を受けまして、配当割交付金や法人事業税交付金などの企業の業績に関連する各種交付金が増収となっております。その中で、特に株式等譲渡所得割交付金につきましては、昨年度は企業の経営改革や日本経済のデフレ脱却への期待感が高まったことや、半導体関連株の上昇が日経平均株価を押し上げまして、史上最高値を更新するなど、これまでないほど株式市場が活性化していたということが予算額を大幅に上回る交付額となったものと考えております。

以上です。

(矢島) そうなのです。企業の景気の上向きによる株価の上昇に起因するものだと思うのですけれども、同様に株価に起因するものとしては、例えば株式の配当等に対する課税である配当割交付金などもあります。ただ、これは予算額に対して1.7倍弱。また、企業の景気の上振れにも連動している法人事業税も予算額に対して1.2倍強。また、一部景気のよさから消費意欲の上昇にもつながる、その結果である地方消費税交付金も1.06倍と。これらと比較しても、この株式等の譲渡所得割交付金が3倍になってしまって、この理由についてお伺いをしているのであって、周りの景気等々に影響されるものと比べてなぜ3倍にまで大きく違った

のか。見込みが甘かったのかも含めて、その理由についてお伺いします。

(財務部参事兼財政課長) 株式等譲渡所得割の交付金をはじめ、各種国からの交付金につきましては、基本的には国が年末に示します地方財政対策を参考に設定しているところでございます。この株式等譲渡所得割交付金につきましては、予算額と収入額の差異につきまして、令和6年度の当初予算額の算出に当たりましては、先ほど申し上げた地方財政対策を基に、令和5年度の予算額に対して148%の伸びを見込んでおりましたが、結果的に想定を大きく上回る収入となった状況でございます。この交付金につきましては、数ある交付金の中で唯一交付時期が年度末の3月1回だけということでありまして、当初予算編成の際に前年度の実績等を参考にできないということと、また企業の業績ですとか国内や世界の政治経済情勢、投資家の心理など、様々な要因に大きく左右される性質のものでありますので、なかなか収入額の見込みを立てることが非常に困難な状況でございますが、ただ3倍という結構大きな差になってしまっておりますので、今後も予算編成に当たりましては様々な動向を注視しながら精度向上に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

(矢島) 次に、23ページ、一番下になります。公衆電話ボックス敷地使用料についてお伺いをします。

まず、公衆電話ボックスの市内の設置状況について初めに伺います。

(資産管理課長) 市内の設置状況のことなのですが、市内全体での把握はちょっと資産管理課ではできておりません。資産管理課では、市役所本庁舎、旧第2庁舎、陸上競技場、コスモスアリーナ吹上の敷地内に設置されていることを把握はしています。ただ、令和6年度までは市営の下谷住宅の敷地内、令和5年度までは笠原公民館、令和3年度までは本町コミュニティセンターにも設置されていたことは把握をしております。

以上です。

(矢島) 資産管理課としては、この公衆電話ボックスに関して、災害時における通信機能の確保と公衆電話ボックスとの役割についてどのよう

な見解を持っているのか伺います。

(資産管理課長) 災害用の優先電話として、停電時や回線が混み合った状態でも優先的に利用が可能であると。そのほか災害用伝言ダイヤルとしても利用することができるということになっておりますが、市役所敷地内での使用料については災害とは切り離して考えているところです。以上です。

(矢島) そういうふうに災害時に非常に重要な機能の一つだという認識を持ちながら、どうしてこの使用料についての減免をしないのか、その理由について伺います。

(資産管理課長) 市役所本庁舎敷地内に設置されている公衆電話ボックスについては、N T T側からの要望からの設置ということから、使用料を徴収しているというところです。

以上です。

(矢島) どちらから要請があったというのは理由になるのでしょうか。先ほど申し上げましたとおり、この公衆電話ボックスの役割、そこに着目をすべきなのではないでしょうか。N T T側から言われたから使用料を取りますよ、例えば、あまりあり得ないのでしょうけれども、市側から設置をしてくれと言ったら免除しますよ、そういう類いのものではないのではないかなというふうに思うのですが、この減免の規定について、明確に設置者側から申請があった場合については減免しませんよとかという、それを推測できるような文言というのはあるのでしょうか。

(資産管理課長) 文言の中では、市から要望したとか、相手側からの設置要望で有償にするといった文言は例規の上ではないというふうに認識しています。

以上です。

(矢島) では、どうして減免をしないのか。向こうから言ってきたからという話になってしまふと、感情的な話なのかなというふうにも取られかねないと思います。先ほど申し上げましたとおり、やっぱりその中身について、どうしてこの公衆電話ボックスは使用料を取るのか、取らないのかというのを判断すべきなのではないかな。どっちかが言ったから

言わないのかということではないのではないかなと思います。

それで、では実際に資産管理課のほうで把握しているもので、減免の対象になっているものが何ケースぐらいあって、それはどういうものに対して減免を行っているのかお答えできるでしょうか。

(資産管理課長)市役所の敷地内で減免になっているものといいますと、こちらから要望したというような形になっているポスト、郵便ポストですね、あちらについては減免としております。それから、法務局のほうの角のところなのですけれども、埼玉県からの要請があって、空気の大気観測をしている装置がありまして、そちらについても減免。それと、その敷地の隣にインターロッキングで詰められた道路があると思うのですけれども、その下に水路が入っていまして、その水路の流量を計測する機械がまた別にありまして、こちらも埼玉県のほうの施設になっております。そちらについても減免というような形になっています。ほかは減免しているものはなかったと思います。

以上です。

(矢島) その減免の対象というのは、市として統一した共通の認識というのは持っていると思いますか。例えば共通の認識を持たせるためにこういうことをしているとか、どこが旗振り役なのかというのも分かりませんけれども、そういう共通の認識というのは全ての課で持っているのでしょうか。

(資産管理課長) 今資産管理課で徴収しているものの中では、市役所の本庁舎、旧第2庁舎、それと陸上競技場、コスモスアリーナ吹上などですけれども、使用料を徴収していますので、そういった点ではやはり相手からの要望があったものについて徴収をしているというような判断をされたというふうに認識しています。

以上です。

(矢島) しつこいようですけれども、言った、言わないではなくて、そのものに対してどういう利用をされているのかという理由に対して減免というのを行っていくべきではないかと思いますが、最後その見解について伺います。

(資産管理課長) 委員のおっしゃられる意見もあるのかなとは思うのですけれども、ただ資産管理課としても、またほかの資産管理課で把握していないところにも恐らく公衆電話って設置されているのかなというふうに思います。公園とかそういったところにも設置されているのかなと。そういったところともやっぱりNTTとの扱いが違ったりとか、そういったところもあっては、市全体としてやっぱり足並みはそろえなくてはいけないのかなというふうには認識しますので、そういった点では、そういったところが、設置されている部署があるかどうかをちょっと調べてみて、そういったところとの部署の調整が必要になるのかなというふうに考えます。

以上です。

(矢島) 続いて、29ページ、中ほどの証明手数料について伺います。ここでいう証明書の発行件数、初めにこの発行件数について伺います。

(税務課長) 令和6年度に発行しました証明書の件数は、全体で2万2,121件となっており、前年度に比べて520件増加しております。

以上です。

(矢島) 今の中で、コンビニ等のマルチコピー機で発行可能な証明書のうち、マルチコピー機で発行された件数、割合についてお伺いします。

(税務課長) 税務課で発行する証明書のうちコンビニマルチコピー機に対応している証明書は、所得課税証明書と非課税証明書の2種類になります。令和6年度の所得課税証明書の発行件数は6,058件で、そのうちの1,411件がコンビニマルチコピー機での発行であり、割合は23.3%となっております。また、令和6年度の非課税証明書の発行件数1,973件で、そのうちの474件がコンビニマルチコピー機での発行であり、割合は24.0%となっております。

以上です。

(矢島) その件数の集計についてなのですけれども、発行された証明書が例えばどの時間帯に発行されたのかというような集計はできるようになっているのでしょうか、伺います。

(税務課長) 現在のPOSレジは時間帯ごとに発行された証明書を集計

する機能に対応していないため、集計することはできません。
以上です。

(矢島) これ税の証明だけではないので、税務課に聞くのもなんですが
れども、税務課としてどういう見解を持っているのか伺うのですけれど
も、時間帯別の証明書発行集計ができるということは、例えば窓口業務
の対応ですとか職員配置等の人事管理、それらの職場の環境改善に役立
つ数値を集計できる可能性があると思うのですけれども、その辺について
の見解を伺います。

(税務課長) 証明書発行業務は通年行っておりますが、例えば当初課税
後に証明書を取得される方が多いことから、そのときには全員体制で窓
口業務を行うなど、状況に応じた体制づくりを心がけております。委員
ご指摘のとおり、時間帯別の証明発行件数を把握することは人事管理の
面からも有効であると考えておりますが、まずは周知啓発を図り、コン
ビニマルチコピー機での発行割合を増加させ、職員の窓口での対応時間
を削減したいと考えております。

以上です。

(矢島) 税務課としてはそういうような見解を持っていますけれども、
では人事管理を担当する部署として、先ほど私の質問の中の時間帯別の
証明書発行集計機能を持たせるような形での今後の取組については、人
事管理の面で、職場改善の面で何かを考えているのか伺います。

(職員課長) やはりマルチコピー機等の普及によりまして職員の手間が
省けることで人事管理等の適切な管理ができることになり、職場の環境
改善につながるものと考えております。

以上です。

(矢島) 委員長に許可をいただきたい点が1点あるのですが、よろしい
でしょうか。

(委員長) はい。

(矢島) これから41ページの結婚新生活支援事業費補助金についての質
疑を行いたいのですが、これには歳出も伴います。明確に歳入と歳出で
分けて質問をすることが非常に難しい質問をしたいと思いますので、こ

の歳入のところで若干歳出にも触れることがあるかと思うのですが、その辺については許可をいただいて一括で質問をしてよろしいか、許可をいただきたいと思います。

(委員長) そのようなこともあると思いますので、許可いたします。

(矢島) それでは、41ページ、初めに結婚新生活支援事業なのですけれども、市としても補助要綱をもちろん持っていますが、この補助要綱の第1条にあるように、この補助金の交付の趣旨は、一義的には低所得者の結婚新生活への支援であり、そのことによって少子化対策を図りたいという趣旨が規定されていますが、ここで、この要綱の中でいうところの低所得者というのは夫婦合計の所得が500万円を対象と設定しているところですけれども、この500万円の根拠について、まず伺います。

(総務部参事兼やさしさ支援課長) お答えいたします。

世帯所得につきましては、国の地域少子化対策重点推進交付金交付要綱に基づくものとなっております。500万円の根拠につきましては、ちょっと県に確認させていただいたところ、総務省の就業構造基本調査などから対象年齢の正規職員の平均所得を踏まえて設定したとのことでした。以上でございます。

(矢島) 所得というのは非常にイメージしにくい部分があって、例えば様々な控除があったりとか、その世帯によっても大きく変わってしまいます。では、実際大本の収入がどの程度なのか、分かりづらいと私は感じています。そこで、一定の条件を設定して所得500万円というのがどのくらいの収入額なのかということをお示しすることはできないのか、一定の条件を設定して収入額というのを表せないか伺います。

(総務部参事兼やさしさ支援課長) 父母のうち1人が働いている世帯におきまして、500万円の所得がある場合の収入額は、677万円程度となります。

以上です。

(矢島) 様々な行政事務がある中で、低所得者という統一した定義はあるのか伺います。

(総務部参事兼やさしさ支援課長) 行政事務の中で、低所得者の所得額

など、統一した定義はないものと考えております。

以上です。

(矢島) 次に、この補助を受けられる回数制限はあるのか伺います。例えば転出、転入を複数回繰り返すこととか、離婚して再婚をするなどの場合等々、何かしらの利用回数の制限はあるのか伺います。

(総務部参事兼やさしさ支援課長) 過去に1度補助金を受けた方は対象にならないことになっております。転出、転入を繰り返すことや離婚して再婚するなどの場合も同様です。ただし、申請年度に補助金の上限額に達していない場合は、その差額を翌年度1回のみ継続申請ができることになっております。

以上です。

(矢島) 先ほど申し上げましたとおり、この補助要綱の第1条にあるように、この補助金交付の趣旨というのは一義的には低所得者の結婚新生活への支援であり、副次的といいますか、そのことによって少子化対策を図りたいという趣旨だと思います。では、低所得者支援と少子化対策になぜ39歳という年齢制限が必要なのか、なぜ29歳と39歳で補助額に差をつけるのか、その理由について伺います。

(総務部参事兼やさしさ支援課長) 対象年齢につきましては、先ほどもお話ししました国の地域少子化対策重点推進交付金交付要綱に基づくものとなっております。39歳以下という年齢制限につきましては、国の説明会においての質疑応答において、年齢等の要件については財政部門と協議している中で決まっているため、提示できるものはないとしておりますので、根拠は分からぬ状況となっております。また、年齢区分や金額の設定につきまして確認しましたところ、総務省の住宅・土地統計調査等を参考に、引っ越し費用及び賃貸借に要する初期費用をカバーできる金額として平成30年度に30万を上限と設定しております、年齢基準につきましては、平成30年度から令和2年度まで34歳以下を対象としており、年齢区分はございませんでしたが、令和3年度からは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大で経済的に打撃の大きい若年層への支援を強化することから年齢区分を設定し、現在の年齢区分としており、

上限金額としましては、家賃の全国平均等を基に総合的に判断し、29歳以下を60万円に設定しているとのことでした。

以上でございます。

(矢島) 国に聞いたら分からぬということではなくて、私は国の話を聞いているのではなくて、鴻巣市の補助要綱の39歳はどうして39歳というふうに設定したのかというふうに伺っているので、国に聞いたら分からぬというのは、これは答弁に値しないというふうに思います。

少子化対策を図るために年齢の上限を設けることと、対象年齢でも若い方のほうが2倍の補助額が交付されるということは、子どもを増やせる可能性に応じた制度と言われかねないのではないかなと思います。これでは女性は子どもを産む道具として捉えられてしまう可能性が高いのではないかでしょうか。ましてや、このことを人権を担当する部署が推進していることに対してどのような見解を持っているのか伺います。

(総務部参事兼やさしさ支援課長) 本補助事業につきましては、市要綱の名称のとおり、婚姻後の生活支援が目的であれば特に問題はないのかなというところですが、少子化対策が目的の事業となっております。なおかつ年齢の条件を設けているということから、人権という部分でお話をいただきますと非常に解釈が難しい部分がございますが、本市の要綱を策定するに当たりまして、趣旨や各種基準につきましては、国の地域少子化対策重点推進交付金を受けるために国の交付要綱に定める趣旨や基準を採用しておりますことから、女性を差別するような意図はございませんので、ご理解をいただきたいと考えております。

以上です。

(矢島) 女性を差別する意図がないのはもちろんで、差別するような要綱なんてとんでもない話なのですけれども、そういうふうに取られかねないのではないですかということを申し上げているわけで、この人権問題は人権を担当する部署だけではなくて全庁的に高い意識を持って取り組まなければならぬことは言うまでもないと思います。とりわけ人権を担当する部署であるやさしさ支援課としては、例えば市民の皆様に、それから職員に対して人権の重要さだとかを訴えて、人権に対する啓発

を推進する立場にあると思います。この事業に対して問題意識が足らなかつたのか、それとも全くそういう差別意識がなくこの要綱を推進してきたのか、その辺について伺います。

(総務部参事兼やさしさ支援課長) ちょっと先ほどと同じような答弁になってしまふと思うのですが、まずはそういった人権問題、女性を差別するような意図はまず持っていないです。やはり交付金を受けるためには国の交付要綱に合わせた基準というところを設定しなくてはいけないというところから、こちらの補助金については要綱についても決めさせていただいたという状況でございます。

以上でございます。

(矢島) 国の要綱に基づいてということで、財源の確保というのは重要だというのは私も重々承知をしていますし、もし本市としてこの事業の必要性があると強く感じているのであれば、この補助事業について、国、県の交付基準内での補助は受けられるようにしておき、なおかつ人権に配慮した本市独自の要綱というのは作成ができないのか。要綱の一部改正を行うとして、女性を産む道具として扱っているのではないか等々、そういうふうな懸念を持たれないような要綱というのは作成できないのか伺います。

それと、もう一つは、県内近隣自治体の本事業の実施状況についても、どの程度の自治体で実施しているのか、もし分かればお伺いします。

(総務部参事兼やさしさ支援課長) こちらの今回市の要綱に記載すべき内容といったしましては、まずは少子化対策や経済的不安の軽減などの文言を明記するように国から指示が出ております。これらの文言を変更してしまうと交付金をまず受けることができないとされております。また、年齢制限等の対象条件につきましては、自治体独自に変更することはできますが、国の基準を上回る内容につきましては国の補助対象から外れることから、市の一般財源で対応することになります。市の事業におきましては、補助金を最大に活用していく方針となっておりまことから、現状では国の年齢要件を独自に変更することは考えておりませんが、対象年齢につきましては国において過去に拡充されている経

緯もございますので、今後国の動向等を注視してまいりたいと考えております。

なお、県内自治体で本補助事業を活用している市町は17市町であります。近隣では熊谷市、上尾市、川島町が実施している状況となっております。

以上でございます。

(矢島) 国からこういう要綱にしないと交付金交付しませんよということだったと思いますけれども、受けなければいけない理由はないので、このようなある意味不適切とも取れるような要綱に対する交付金だったら要らないよと、市独自でやりますよということでも可能なので、国が、国がということではなくて、市がどうしたいのかということは最初に考えていかなければいけないことなのではないかなと思います。あまり国が、国がと言うと自治体の独立性とかそういうものがなくなってしまうので、ぜひとも市としてどうしたいのかということについてしっかりとこういう形で今後議論していくべきだなと思います。

そこで、今近隣自治体と県内近隣自治体の件数について聞きましたけれども、やっぱり私は少ないと思います。県内の自治体の件数17市町ということですけれども。これは、やっぱりこの補助事業に対して違和感を持っているのではないのかなという自治体が多いのではないか。この補助事業を採用しなかったのは様々考えがあるのかもしれませんけれども、そういうふうにも思えます。やっぱりちょっとおかしいよね、この要綱は、というふうに思っているところも多いのではないかと思います。

そこで、私は、本事業について、人事担当部署のみならず、全庁的に人権に対するチェック機能がうまく働かなかったのではないかと思います。だから、国が、国が、言い方は悪いですけれども、国の言いなりのような形での交付金の要綱を受けて本市の補助要綱を丸々つくってしまうような形になってしまったのではないかと思いますけれども、この件について、全庁的な問題としてやっぱり人権意識、それから人権に対するチェック機能が働かなかったことに関して、市全体として、総務部

長なり市長政策室長がいらっしゃいますので、その辺の見解について最後にお伺いをいたします。

(総務部長) 全序的な人権チェック機能に関する見解についてでございますが、結婚新生活支援補助金につきましては、課長のほうからもお話をさせていただきましたが、国からの補助を活用するため補助金交付要綱の趣旨を定め、対象となる要件を設定しており、制度導入に当たり人権の意識を持ったチェックがなされたかということは定かではございませんが、矢島委員ご指摘のように様々な見方や考え方をございますので、今後こうした制度の導入に当たりましては人権の視点にも留意をいたしまして検討を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

(委員長) ただいまの矢島委員の質問でございますが、50分間を経過いたしましたので、よろしくお願ひいたします。

(金澤) それでは、議案第84号、令和6年度一般会計決算認定の歳入について質疑をさせていただきます。事前通告をさせていただいておりますので、それに従いましてお話しします。

まず、17ページでございます。16、17ページの市たばこ税についてでございますが、5億8,495万円の決算という形になっています。喫煙者というのはマイナー思考のイメージがかなり強くなっている昨今において、たばこ税のアップ率等で今までの年度決算は高額で安定した収支が維持できてきたということで、国の施策のほうもあったのかなという感じはするのですが、健康志向で喫煙者が減少している現在、今後たばこ税収が減収に転じた場合、それに代わる財源というのは執行部はどうにお考えになっているのか確認します。

(税務課長) 令和6年度のたばこ税につきましては、売上げ本数の減少により、前年度と比較して約1,000万円の減収となりましたが、今後も健康に関する意識の高まりにより喫煙者数が減少することが見込まれ、それに伴って市たばこ税も減少していくものと想定しておりますが、令和7年度税制改正に伴う加熱式たばこの課税方式の見直しにより、令和8年度の本市の税収は5,000万円から1億3,000万円ほど増加すると考えて

おります。市税全体で見ますと、今後も增收を見込んでおり、例えば固定資産税においては、新築家屋が堅調に増加していることや箕田地区産業団地における工場の新築や新規設備取得による償却資産の増加などにより税収を見込んでおります。また、個人市民税につきましても、個人所得や納税義務者数が増加していることにより增收を見込んでおりますので、市たばこ税が減収したとしても市税全体では増加するのではないかと考えております。

以上です。

(金澤)たばこ税自体はマイナスでも、ほかのもののいろいろで税収アップできるというご答弁でございますが、たばこ税自体、仮にこれ、今5億8,500万あった、これが1億円減収して、1億円の対応ができますか。

(税務課長)令和8年度につきましては、先ほども申し上げましたけれども、加熱式たばこの課税方式の見直し等がございますので、それによつてたばこ税のほうの税収も5,000万から1億3,000万の間で増加すると考えております。

以上です。

(金澤)次に、41ページでございます。県補助金のところで県重点政策運動事業補助金700万がございます。この内容についてはどのようなのか、またどういうふうに取り組んでおったのか、その辺ちょっと確認させてください。

(総合政策課長)お答えいたします。

県重点政策運動事業補助金につきましては、埼玉県の補助金のふるさと創造資金、こちらの補助金について、本市の、鴻巣市のSDGsの推進事業につきまして補助金の交付を受けたものでございます。令和6年度実施いたしました具体的な取組として大きく6つございますので、ご説明いたします。1つ目は、SDGsの未来会議の開催。2つ目は、SDGsフェスティバルの開催。3つ目は、SDGsの推進ノベルティーといたしまして、こうのとり米ぬかクッキーと生分解性樹脂タンブラー、こちらを市制施行70周年記念式典の出席者記念品として配布。4つ目でございます。本市のSDGs推進のシンボルであるコウノトリ、こちら

をモチーフといたしました婚姻届、出生届の作成。5つ目、こうのとりSDGsパートナー宣言制度の構築。最後、6つ目は、SDGsポイント制度、こちらブーケという形になっておりますが、こちらの構築が主な事業でございます。

以上です。

(金澤) 内容と取組状況、また資金使途についてご説明いただきましたが、この重点政策運動事業の補助金というのは、これ市のはうから県に申請するの。それとも、県から、おたくこういうものやっていいよという形で予算組みがもらえるのか。どっちなのですか。

(総合政策課長) お答えいたします。

県の補助金の要綱等があらかじめ示されてございまして、鴻巣市のはうからふさわしい補助金のメニューに合う、合致する事業を選定しまして、県のはうに申請して交付決定を受けているものでございます。

以上です。

(金澤) そうしますと、この700万というのはこっちから申請した数字になるのですか。

(総合政策課長) 700万円につきましては、先ほど申し上げた6つの事業の事業費につきまして、県の補助金の交付率、こちら今回県の重点事業のメニューに該当しまして、補助率が3分の2になっておるのですけれども、そちらを掛けて、結果的に700万円というふうになったものでございます。

以上です。

(金澤) 次に、ページ48、49の財産売払収入のところでございます。資産管理課のはうで土地売払収入5,099万円という形になっています。当初の答弁のときは赤道だか何かその辺の処分だというお話をしたのですが、この財産売払収入云々のこれを見込むときに、公共施設等のマネジメント計画、初期計画があると思うのですが、その基準に基づいて処分したほうがいいとか、そういう取決めというのではないのですか、あるのですか。

(資産管理課長) 処分に当たりましては、取決めというよりは、やはり

廃止になったような施設とか、そういうものの利活用ができるかどうかについての府内での検討をするというような形を取っております。府内でこの土地を利活用できるかできないかをまず検討して、利活用できないというようであれば処分をするような形を取るというような形で検討をしております。

以上です。

(金澤) そうすると、売却物件というのは多分件数が多いのかなと思うのだけれども、その理由によって、今答弁いただいたように、これは未利用資産にするのだというような形で解釈しておいていいのですか。ごめんね。質問の仕方があれだったかな。だから、未利用資産になるには結局こういう理由があったから未利用資産にしたのだということをそつちもお話ししないと、何で勝手に売却したのってなってしまうだろうから、そういう形にしなくてはならないということでしょう。

(資産管理課長) 建物等で廃止になったようなところについては、府内全庁的にまずはこの土地についてどうするかというような検討を府内の検討委員会の中で行っております。その中で利活用がないとなれば未利用と、未利用資産というような形になっていきます。

以上です。

(金澤) 同じページ、48、49ページで寄附金がございます。寄附金の中で一般寄附金、当初予算が1億4,460万。その中で、総合政策課のほうではふるさと寄附金と企業版ふるさと寄附金、これがあるわけでござりますけれども、当初予算に対する収入済額は7,803万円というふうな差異が出ているのですが、これの主な要因は何でしょうか。確認してください。

(総合政策課長) お答えをいたします。

初めに、当初予算の1億4,460万円の当初の内訳から申し上げます。ふるさと寄附金につきましては1億4,000万円、企業版ふるさと寄附金につきましては450万円、当初予算では計上しておりました。このうち、ふるさと寄附金につきましては、補正予算の第8号によりまして4,000万円を減額いたしまして、結果、予算額は1億円となってございます。それぞれの予算に対する決算額でございますけれども、ふるさと寄附金について

は7,593万4,000円、企業版ふるさと寄附金につきましては210万円、こちら足しますと7,803万4,000円となってございます。この差異ということでございます。ふるさと寄附金が予算額に達せなかつたところの要因でございますけれども、全国的な傾向といたしまして、物価高騰の影響等により、ふるさと寄附金、ふるさと納税に対する日用品、例えばトイレットペーパー、また一般的な食材、こういったものが返礼品としての人気が高まっているというような傾向がございます。転じまして、趣味嗜好性の高いというふうに考えられます本市のラインナップ、例えば台車とかひな人形関係、こういったものというのはそういったニーズとマッチしていなかつた部分があつたのかなというふうに考えております。また、企業版ふるさと寄附金につきましては、こちら当初予算では直接寄附で150万円、またマッチング業務委託を通じた寄附で300万円という形で見込んでございましたけれども、決算につきましては、直接寄附につきましては見込みを上回る210万円であったのですが、マッチング業務委託を通じた寄附はございませんでした。こういったことから、結果的に差異が生じてしまったものと考えております。

以上でございます。

(金澤) これの先ほど今答弁いただきましたけれども、これは歳出のふるさと納税促進事業とも関連しますので、そっちでもまた質問させてもらいます。

次に、51ページでございます。51ページの繰入金です。決算書を見ると、全体で24億7,319万円という形になっています。当然補正で18億8,547万円が減額だったと、収入済額が5億5,900万円の実績という数字になっています。その中で減債基金、合併振興基金等についてちょっと確認をさせてもらいますが、まず減債基金。減債基金繰入金は、予算どおり2億6,000万円の計上になっていました。財政調整基金繰入金は、当初予算18億4,000万円に対し、決算では2,000万円だけとなつていて。合併振興基金繰入金は、当初予算2億6,044万円に対して、決算は1億6,809万円となっている。質問者が分からるのは、全体でその資金の運用等がこういう増減があるということは難しかつたのかなというふうに思うの

ですが、その辺はいかがですか。

(財務部参事兼財政課長) 基金の活用に当たりましては、財政調整基金につきましては、年度間における財源の調整を行うためのいわゆる市の貯金という形で、繰入金は一般財源の一種として扱われております。減債基金につきましては、市債の償還に必要な財源を確保するための基金で、ここ数か年は2億円から3億円の繰入れを行っております。また、合併振興基金などその他特定目的基金につきましては、予算編成におきましてそれぞれの設置目的に沿う歳出予算の計上状況を見ながら繰り入れるべき金額について判断をしているところでございます。

今ご質問いただきました当初予算見込みと決算が異なる要因の部分、運用の部分でございますが、減債基金につきましては、充当先である公債費の借入金元金償還費の支出がほぼ見込みどおりであったことから、当初予算のまま2億6,000万円の繰入れを行っております。財政調整基金につきましては、当初予算では18億4,000万円を繰り入れることとしておりましたが、昨年9月議会での補正予算第4号におきまして、前年度繰越金等を財源として18億5,000万円を減額するなど、各補正予算におきまして歳入歳出の調整のための増額や減額を行った結果、最終的に繰入額、決算額が2,000万円となったものでございます。合併振興基金につきましては、当初予算では2億6,044万6,000円を繰り入れることとしておりましたが、充当先あります道の駅整備事業の設計委託料や建設発生土搬出委託料などの事業費が確定したことに伴います歳出予算の減額を行つたことに合わせまして繰入金の額も減額としたことで、最終的に1億6,809万1,000円の繰入れとなった状況でございます。

以上です。

(金澤) そうしますと、個々の基金に対して繰入れを行ってきたのだけれども、それは個々のものの事情によって変わってきてているのだよという解釈でよろしいのですか。だから、それをたまたまこの項目ではまとめて繰入金という項目で予算と収入済額の数字を出したと。それを合計したらまたま数字が変わっていたという解釈でいいのですね。

(財務部参事兼財政課長) 基本的に基金繰入金につきましてはそれぞれ

目的というものがございますので、当初予算の策定時に歳出予算に合わせましてどれだけ繰り入れたらいいかというのをあらかじめ計画的に定めて運用を行っておりますが、年度途中の事業の進捗状況ですとか、そういういったものによりまして必要に応じて基金の増減を行って対応しているという状況でございます。

以上です。

(金澤) 次に、58ページから67ページの雑入のことについてちょっと確認をさせてもらいます。

諸収入の雑入の収入済額が8億500万円という形になっております。これは、ここに項目が、雑入に繰り入れている項目というのは、ほかの予算の中に入れられないものは全てこの雑入のほうに組み込むという形でルール化されているのかどうか、そこだけ確認させてください。

(財務部参事兼財政課長) 雜入となる科目の定義でございますけれども、一般的にはこの22款諸収入、6項雑入、4目雑入、4節雑入の区分には歳入科目の区分に該当しないもの及び地方債を除いた全ての収入金を計上するというのが一般的なルールとされております。したがいまして、ほかの科目にどこにも該当しないようなものが今回のこちらのほうに整理されているということになります。

以上です。

(金澤) 私個人的には、ある程度その項目をグループ分けしたほうが見やすいかなというふうには思いますが、そちらのほうでそれが決まり事であればしようがないので、それは分かりました。

最後に質問します。70ページ、71ページでございます。財政課の臨時財政対策債について質問させていただきます。当初予算が1億7,200万円に対し、決算が1億2,483万円だったと。これが令和5年度の当初予算、いわゆる昨年の場合は3億7,800万円に対して決算が2億5,351万円ということで、6年度と5年度だと予算額がかなり上下している、金額が違うのですが、当然、臨時財政対策債は、先ほど課長さんもお話をあったように、実質地方債というふうに私なんかも解釈していますけれども、この臨時財政対策債というのは、自治体、鴻巣市が責任を持って判断して、

必要というものは対策債として取れるというふうに理解をしておるわけなのですが、今回の臨時財政対策債の主な使途というのはどういうものなのか、そこだけ教えてください。

(財務部参事兼財政課長) 臨時財政対策債につきましては、普通交付税の不足分を補完する財源としまして、元利償還額に対する100%の交付税算入措置により、各自治体が起債して収入するものでございますが、実質的にはもう交付税の一部ということありますことで一般財源での扱いとなっておりまして、その使途につきましては特に制限はないという状況でございます。

以上です。

(委員長) ただいま金澤委員の質問は約20分を経過いたしました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時12分)



(開議 午後2時30分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(金子) それでは、令和6年度の一般会計決算ということで、歳入歳出、前提として申し上げますと、目的的には去年と同様ということで、この流れということで来ているかと思うのですけれども、この中で主立った、昨年に比べて多くなったとか、減少したとか、そういうものにつきましてちょっと確認したいと思いますので、よろしくお願ひします。

初めに、14ページ、これ前任者のほうもいろいろ質問があったところが重複することもあるかと思うのですけれども、ご了承ください。14ページのところで、税務課のほうの、これは法人ですね、現年度課税分ということで、これが非常に大きな金額が増額になっているということで、こちらの理由とか、影響とか、そういうものについて、もう少しについてお答え願いたいと思います。

(税務課長) 収入済額で比較した場合、法人市民税は約1億1,200万円増加しております。令和6年度の法人市民税につきましては、申告事業年度としましては主に令和5年度中のものになります。增收の要因といった

しましては、コロナ禍を経て法人の企業活動が正常に戻ったことにより企業収益が順調に回復したのではないかと考えております。

以上です。

(金子) 次ですけれども、14ページのやはり税務課の環境性能割のことろ、こちらについては軽自動車税のほうですね、こちらにつきまして、やはり大幅にこれも増えております。去年に比べてということで考えると、54.2%ですか。ということで、約2,000万。昨年が1,300万ぐらいですから、非常に増えていますけれども、これの要因ということでお聞きいたします。

(税務課長) 環境性能割は、環境負荷の小さい自動車の普及促進を目的としているため、燃費性能に応じて税率に差をつけておりますが、ガソリン車における税率が令和12年度の燃費基準の達成度に応じて令和6年1月1日から引き上げられたことにより、増加したものと考えております。例えば令和12年度の燃費基準の達成度が75%以上80%未満の税率につきましては、令和5年12月31日までに自家用の軽自動車を取得した場合は非課税だったのに対しまして、令和6年1月1日以降の取得は1%に引き上げられております。同様に、令和12年度の燃費基準の達成度が60%以上70%未満の税率につきましては、令和5年12月31日までに自家用の軽自動車を取得した場合は1%だったのに対しまして、令和6年1月1日以降の取得は2%に引き上げられております。このような税率の引き上げによって環境性能割の税額が増加しております。

以上です。

(金子) そうしますと、こちらの環境性能割ということで考えますと、性能ということで、あと環境、2つの面から考えますと、例えば軽自動車税、軽ということで、今はやりの電気自動車とか、そういうものになつた場合についてはどのような状況になるのか、ちょっとお伺いいたします。増えるのか、減るのかです。

(税務課長) 電気自動車については、非課税となっております。

以上です。

(金子) そういうことね。非課税か。分かりました。

それでは、次ですけれども、次が16ページのたばこのほうは、前任者からありましたので、パスします。

20ページの、これはゴルフ場の利用税交付金、これにつきまして、微増でございますけれども、増えた数字でございます。昨今、ゴルフとかは利用者が減っていると。ましてや利用する人が高齢になっていて、若い人がやられる方は少なくなっているということでございますけれども、これにつきましては、鴻巣のゴルフ場ということで、例えば利用税の見直しとかそういうことがあった場合については、やはり影響がこちらもあるのかとは思われますけれども、今後の見通しも含めて、現状が維持されていることをどのようにお感じになっているのかお伺いいたします。

(財務部参事兼財政課長) こちらのゴルフ場利用税交付金につきましては、市内にあります鴻巣カントリークラブを利用された方1人につき幾らという形で収入となっております。カントリークラブの利用者数としては、前年5年度の同時期と比べまして、6年度におきましては利用者数が全体で345人減少しております。利用者数の推移としましては、コロナ禍で一時期減っていた時期がありますが、現在ではコロナ禍前の水準に戻ってきてているようなところでございます。税収につきましては、基本的には利用者何人ということで左右されるわけなのですけれども、令和7年4月から、この4月から鴻巣カントリークラブにおけるゴルフ場利用税が100円、税額が上がっておりますので、仮に同じ利用者数であった場合には、来年度はもう少し収入が増えるのではないかと見込んでいるところです。

以上です。

(金子) 増える可能性があるということではありますけれども、逆に減る可能性ということで考えると、やはり高齢者の方というか、結構年齢の高い方がやっていると。そうすると、ゴルフ場利用税が半額とか、ただになるというような状況もありますので、できればこのような数字で推移していただければということで思いますけれども、この点についてちょっと注視していただければと思います。

次ですけれども、22ページにちょっと行きます。22ページの財政課のところの普通交付税、これもやはり大幅に増えておりますけれども、この交付税の増えた理由ということでお聞きいたします。

(財務部参事兼財政課長) 交付税額が増えた理由でございますが、算定の基礎となります基準財政需要額におきまして、高齢者保健福祉費や子ども・子育て費など社会保障関連経費が増加したことに加えまして、昨年度は国の補正予算における歳出の追加に伴う地方負担を措置するため臨時経済対策費、臨時財政対策債償還基金費、給与改定費が創設されました、その分が追加で交付されたことなども影響がありまして、前年度と比較しまして約7億3,000万増えたということになっております。

以上です。

(金子) 承知しました。

それでは、次ですけれども、24ページ、資産管理課さんの雨量観測所敷地使用料ということで、これにつきましても、あくまでもこれは敷地の使用料ということで使用料をいただいているかと思いますけれども、これにつきまして、観測所ということで考えますと、これはこれからもお貸しするような感じになるかと思うのですけれども、これ機材とかは、それは向こうのほうの持ち物ということになるかと思いますけれども、これについては、観測所の敷地の使用料ということで考えると、計算方法とか、それとあと今後について、これからもお貸しになるのか、それともどういうふうな状況になるのか分からないですけれども、そういうふうな展望等についてもお聞きいたします。

(資産管理課副参事) お答えいたします。

まず、計算方法ですけれども、鴻巣市行政財産の使用料に関する条例に基づき算定しております。場所なのですけれども、鴻巣市役所駐車場の保健センター側に設置されております雨量観測所でございまして、使用面積4平米に土地評価額の1,000分の3.5を掛けたものを月額とし、1年分の歳入が5,482円となっております。また、データを通信で送るための装置が保健センターに設置されており、こちらは土地の使用料のほかに建物使用料として建物評価額の1,000分の6を掛けたものを加えた額を

月額とし、また建物保険料を面積案分した年額5円を加え、1年分の歳入が8,231円となっております。雨量観測所とデータ通信施設分を合わせて1万3,713円の収入となっているものでございます。こちらの観測所でございますが、昭和61年3月に設置されて以来、ずっと設置されているものでございまして、これからも気象観測に必要な施設だと思われますので、引き続き使用し続けるものだと思われます。

以上です。

(金子) 必要だということですね。分かりました。

次ですけれども、24ページの吹上支所と川里支所について、こちらの関係の広告放映用モニター設置使用料ということで、これにつきましては日数計算とかでこういうふうなものを算出、また画面の大きさとか、いろんな使用するに関する使用料の算定の基礎があるかと思うのですけれども、これについての状況をお聞きいたします。

(吹上支所長(部長級)) 先ほどの資産管理課の雨量観測所の敷地使用料と考え方は同じで、鴻巣市行政財産使用に関する条例に基づき計算をしております。土地については、適正な価格に1,000分の6(P.54「1,000分の3.5」に発言訂正)を乗じて得た額、建物については適正な価格に1,000分の3.5(P.54「1,000分の6」に発言訂正)を乗じて得た額が月額使用料となっておりますので、こちらに12か月を掛けた金額が年間の行政財産使用料となります。このほか、放映用モニターの消費電力量から計算した電気使用料金、それから建物保険料の一部負担を合計した金額が年間で4万1,188円となっております。場所については、吹上支所を入ってすぐの市民課のロビーのところに設置してあるモニターとなります。

以上です。

(川里支所長(副部長級)) 川里支所においても、広告放映モニターについては、主に来所者の方々がロビーでお待ちいただいているときに、支所内の柱に設置してある50型のモニターで市のお知らせ等を放映し、観覧していただいている。ご質問の使用料につきましては、吹上支所と同じ形になるのですが、土地と、それと建物の使用料については行政

財産の使用料に関する条例の別表で金額を算出し、ほかに建物保険料と使用電気料を徴収しています。詳細といたしましては、まず土地使用料につきましては、1か月分として、当該土地の適正な価格に1,000分の3.5を乗じた額に、さらに使用面積を案分した数値をまた乗じ、さらにつら1か月分ということですので、12か月分、12を掛けた額となっております。続いて、建物使用料につきましては、1か月分として、当該建物の適正な価格に1,000分の6を乗じた額に使用面積分を案分した数値をさらに乗じ、さらに年間分として12か月、12を乗じた額となっております。建物保険料につきましては、かわさと館全体の建物保険料から使用面積分を案分した額となっております。最後に、使用電気料につきましては、モニターの1時間当たりの消費電力に電気単価を乗じさせていただいて、1日9時間作動するということで9時間を乗じ、さらに1か月23日ということで計算をさせていただいて、23を乗じ、最後にこちら1か月分という計算になりますので、12か月、12を乗じた額となっております。以上の4つの項目の合計が広告放映モニター設置使用料となっております。

以上です。

(吹上支所長(部長級)) 発言の訂正をお願いします。

先ほど土地について、「適正な価格に1,000分の6を乗じて」とお話ししてしまいました。建物について、同じく「1,000分の3.5」とお話ししてしまいましたが、土地が1,000分の3.5で、建物が1,000分の6になります。おわびして訂正をお願いします。

(委員長) ご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

(金子) 次ですけれども、44ページの中で、やしさ支援課さんの地域人権啓発活動活性化事業委託金ということで、これ昨年100万以上を超えているのですけれども、今回24万6,000円というふうな数字でござります。これにつきましては、何か事業等が縮小されたのか、それとも昨年は大会とかあったのかどうか、そういうこともあるかなと思うのですけれども、この減の理由等についてお聞きいたします。

(総務部参事兼やさしさ支援課長) お答えいたします。

この地域人権啓発活動活性化事業委託金につきましては、人権尊重思想の普及高揚を図り、地域住民に人権問題に対する正しい認識を広めることにより基本的人権の擁護に資することを目的とする事業への県からの委託金となっており、対象といたしましては、小学校で行われております人権の花運動での花やプランター等の費用と、人権・男女共同のつどいでの講演料が対象となっており、令和6年度は24万6,000円が県から交付されております。昨年度からの減額につきましては、令和5年度に北足立郡の14市町が合同で開催しております人権フェスティバルがクレアこうのすで開催されております。その開催費用として80万円が県から交付されておりました。令和6年度は他市で開催されておりますので、その分が減額となっております。

以上でございます。

(金子) 続きまして、46ページ、総務課の農林業センサス委託金ということで、これも数字でいうと3,700万、去年ですね、これが420万、数字がちょっと間違い……合っているかどうかちょっと確認ですけれども、非常に大幅な数字になっています。何か農林業に対する新たな取組ということで委託されているのかと思うのですけれども、この増の理由についてお聞きいたします。

(総務課副参事) 農林業センサス委託金につきましてですが、令和6年度は調査実施年となっております。ですので、指導員、調査員の報酬等を含めました調査にかかった経費の委託金となっております。令和5年度につきましては、調査年の前年ということで準備の作業をしたものでございます。2020年調査の地図の現況の有無の確認、修正に対しての委託金となっておりますので、令和6年度増加したという形になっております。

以上です。

(金子) それでは、次ですけれども、46ページ、これは一遍にお聞きいたします。資産管理課さんの建物の貸付料、駐車場貸付料、水面貸付料ということでございます。これ建物の貸付料が30万ぐらい、約40万減っ

ております。駐車場についても1,000万ぐらい、これは増えておりますね。これは増えておりまして、水面貸付料がこれは100万ぐらい減っております。そのときに応じて、状況に応じていろいろ数字的なものが変わるかと思うのですけれども、この増減、これがなった理由につきましてお聞きいたします。

(資産管理課長) まず、建物の貸付料につきましては、資産管理課で管理しています笠原小学校（P.59「旧笠原小学校」に発言訂正）の貸付料の減が大きな要因となっております。常光小学校（P.59「旧常光小学校」に発言訂正）の貸付け等もあったのですが、笠原小学校（P.59「旧笠原小学校」に発言訂正）の貸付けが大きく減っていたことから減となっているものです。

それから、駐車場につきましては、大きな要因としては、市のほうへ来ている業者への貸付料が大きく増えたといったことが大きな要因となっています。令和6年度では、対象者が増加したことになります、貸付料が増となったものです。

それから、水面の貸付料につきましては、土地の評価額、こちらが変わったことによって下がったことが要因となっているものです。

以上です。

(金子) 次ですけれども、48ページ、この中ではICT推進課のほうの物品売払収入ということで、これそれに値するものということでそれが売り払われたということでございますけれども、毎年、年によっていろいろ増減が出てくるのかなとは思うのですけれども、これのほうの状況等についてお聞きいたします。

(ICT推進課長) 物品売払収入の内訳についてお答えいたします。売払いの対象物品としましては、耐用年数を過ぎた職員貸与用のパソコンが主なものとなります。令和6年度に売却した機器の内訳としましては、ノートパソコンが165台、デスクトップパソコンが133台、その他の機器としましてサーバーやネットワーク機器など156台、合計454台となります。

以上です。

(金子) そうしますと、ちょっとまた元に戻ってしまいますけれども、48ページの資産管理課さんのやはり土地の売払収入ということで、先ほどちょっと説明がございましたけれども、結構大きな額になっておりまして、去年1,300万ぐらいだったのが5,000万近くになるということでございますので、今後、例えば先ほど言った赤道とかが売却されたということでございますけれども、施設的には、まだ分からぬですか、これ。どのくらいそういうものが毎年毎年出るのか。件数等も先ほどお話がありましたけれども、どのくらい売る見込みがあるのかと言うと変ですけれども、そういうふうな状況であるのか、そういうふうに該当するものは予想されるのか、そこについてお聞きいたします。

(資産管理課長) 今売れるものといたしましては、いろいろ検討はしているところなのですが、具体的に今進めているところでは、旧吹上保健センター、それと三谷橋大間線の2期工事の整備事業の代替地であったところがありまして、そちらが100平米ぐらいのところなのですけれども、ちょっとチャレンジしてみようかなというところで検討しているところです。それと、前回1度公売はかけたのですけれども、あしたば第一作業所、旧の、あちらがちょっと応札者がなかったのですけれども、もう一回ちょっとチャレンジしてみようかなというふうには考えているところです。

以上です。

(金子) 先ほどのちょっと確認ですけれども、三谷橋の2期工事の100平米のところって、それは西口のほうの駐輪場みたいなところとはまた違うのですか。ちょっと詳しく。すみません。

(資産管理課長) 東口側のほうになるのですけれども、焼き肉屋さんがあると思うのですけれども、あれよりも少し線路に寄ったところ辺りにちょっと今空き地が残っているところがあります。

以上です。

(金子) ちょっと余談で、参考なのですけれども、荒川左岸通線ございますね。言ってみれば駅前ですよね。鴻巣の西口の駅前から真っすぐ来て、大間のほうに行きますと荒川左岸通線にぶつかりますよね。そ

このところの三角のところに駐車場みたいな形で、駐輪場ですか、あれは市の施設だとは思うのですけれども、もし間違っていたら申し訳ないですけれども、そういう点は非常に利用価値がある、または何か売却価値があるのかなと思うのですけれども、そういう点とかについてはどういうふうな考えがあるのか、ちょっとお聞きいたします。

(資産管理課副参事) 荒川左岸通線の三角の残地みたいなところで、今フェンスで囲われているところだと思うのですけれども、あそこにつきましても今普通財産として資産管理課のほうで管理はしております。今そこを売却かけない理由なのですけれども、駅南通り線(令和7年9月18日開催令和7年9月定例会政策総務常任委員会会議録P.1「駅南通線」に発言訂正)という都市計画街路がまだ線形が詳しく決まっておりませんで、一部当たる可能性があるということで、今現在は残しているという形になっています。

以上です。

(金子) 分かりました。ただ、一部がまだ分からぬということですね。そうすると、では一部を残して売ってしまえばということにもなりますけれども、そもそもいかないわけですね。分かりました。非常にそういう点、遊休地というか、遊ばせておくにはもったいないかなと思うところが結構あるかなと思いますけれども、それについても何か契約ができるかなと思うところでございます。

あと、最後になりますけれども、60ページ、資産管理課さんのところで市有物件災害共済会自動車保険金、また市有物件災害共済会建物保険金、これについて、確かに物件によって、自動車と建物によって違うのかなと思うのですけれども、上が減少していると、昨年よりも。非常に大きい数字が減少になっておりまして、下は倍ぐらいの増になっているということでございますけれども、この2つの理由等についてお聞きいたします。

(資産管理課副参事) 市有物件災害共済会の自動車保険金と建物保険金につきましては関連がありますので、続けて答弁させていただきます。まず、自動車保険料につきましては、委員ご指摘のとおり減額になって

おりまして、建物保険料につきましては増額となっております。

まず、自動車保険料でございますが、こちらにつきましては自動車事故の保険歳入となっております。令和6年度は、令和5年度と比較すると減額となりました。令和5年度の内容としては、15件の事故がありまして、うち自損事故が12件、自動車と自動車の追突事故が2件、被害事故が1件となっております。6年度の内容といたしましては、事故が8件の事故がありまして、うち自損事故が6件、自動車と自動車の追突事故が1件、被害事故が1件となっておりまして、事故件数が減っているということで減額となっているということでございます。

続きまして、建物の保険料でございますが、市有物件保険歳入になります。例えば強風などにより屋根が飛ばされたなどの公共施設に被害が出た場合に支払われます。令和6年度と令和5年度を比較いたしますと増額になっております。令和5年度の内容といたしましては、上谷総合公園の東側の管理棟におきまして、落雷によりエアコン室外機の分電盤の基盤が焼けた事故がありました。また、上谷総合公園野球場のゲートが台風の突風によりまして破損いたしました。この2件が補償の対象となりました。令和6年度の内容といたしましては、コスモスアリーナふきあげにおいて強風により大屋根の軒裏の板が剥がれました。また、陸上競技場におきまして、職員が巡回の際にガラスが割れているのを見たという事例がございました。それと、文化センターのクレアこうのすにおいて、展示ケースのガラスの下部の部分が割れていたため、アルミ板に交換の3件が補償対象となりました。件数も増えておりますので、増額の要因となっております。

以上でございます。

(資産管理課長) すみません。発言の訂正を1か所お願いします。

先ほど金子雄一委員から建物貸付料についてのご質問があったかと思うのですけれども、その中の私の答弁の中で、「旧笠原小学校」と申すべきところを「笠原小学校」、それから「旧常光小学校」と申すべきところを「常光小学校」と申してしまいましたので、おわびして訂正をお願いいたします。

(委員長) ただいまの発言につきましてはご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

金子雄一委員の質問は33分を経過しております。

(坂本) 14ページをお願いいたします。個人市民税の決算額は、普通徴収、特別徴収を合わせて約64億円となっております。期の途中で補正も行ったということですが、当初予算と比べてどの程度差があったのか、その要因をどのように分析しているか伺います。

(税務課長) 調定額と予算額を比較しますと、調定額が予算額を約1億8,200万円上回っておりますが、これは円安や原材料価格の高騰などによる企業収益の悪化から個人所得は伸び悩むと予測をしておりましたが、実際には価格転嫁が進んだことなどにより、想定以上に個人所得が増加したものではないかと考えております。

以上です。

(坂本) 分かりました。

それで、滞納繰越分が依然として数千万円規模で発生していますが、収納率向上の取組はどのように進めているか伺います。

(収税対策課長) 個人市民税の滞納繰越分の徴収率なのですけれども、令和5年度は29.6%、令和6年度は34.4%と4.8ポイント上昇しております。滞納繰越分については、年々滞納処分が進む中で差押えが難しい案件が残ってきておりまして、大幅に徴収率を上げることが難しい状況にあります。財産調査をまず徹底をして、資力の確認ができれば早期に差押えを執行し、資力がなければ滞納処分の執行停止を行うなど、滞納市税の圧縮に努めています。

以上です。

(坂本) 今後どの程度の収納率を目標としているのか、目標があれば伺います。

(収税対策課長) 収納率の目標値なのですけれども、すみません、今算定しているものを持ち合わせておりませんで、確認してからお答えでもよろしいでしょうか。

(坂本) 大丈夫です。

(委員長) では、後ほど確認をしていただければと思います。

(坂本) 続きまして、22ページの地方交付税の増減で、普通交付税は約82億円、特別交付税は約3.8億円とされています。そして、当初予算から増えた理由も先ほど伺いましたが、すみません、もう一度伺います。よろしくお願ひします。

(財務部参事兼財政課長) まず、普通交付税でございますが、歳入予算額につきましては、前年度の令和5年度の当初予算額をベースに、総務省が発表した地方財政対策に基づく増加率を乗じまして69億2,000万円で計上しておりますが、決算額の約82億円と比較して約13億5,000万円の増となりました。この要因としましては、交付税算定の基礎となります高齢者保健福祉費や子ども・子育て費などの社会保障関連経費が増加したことによりまして、国の補正予算における歳出の追加に伴う地方負担を措置するために、臨時経済対策費、臨時財政対策債償還基金費、給与改定費が創設されたことなどの影響によりまして基準財政需要額が増えたことで交付税収入も増えております。地方交付税のうち、もう一つの特別交付税につきましては、歳入予算額は令和5年度、前年度と同額の2億円で予算計上しておりますが、結果的に決算額が約3億8,000万円ということで、約1億8,000万円の増となっております。こちらの特別交付税につきましては、普通交付税の基準財政需要額の算定方式では捕捉できなかった部分の特別の財政需要等に対して交付されるものとなっておりまして、また国内で大規模災害が発生したような場合にはそちらに財源が振り向けられたりするなど、金額が毎年度流動的な部分もありますし、見込みが立てづらいという事情から差が生じたという状況となっております。

以上です。

(坂本) 先ほどの答弁にもありましたように、国の制度の変更や景気変動に左右されやすい交付税だということで、これに依存し過ぎないように、安定財源の確保策を具体的にどう講じるのか伺います。

(財務部参事兼財政課長) 普通交付税及び特別交付税につきましては、標準的な行政を実施するために必要な財源に対しまして市税収入等が不

足する場合に交付されるものでありますことから、今後の安定的な財政運営に向けては、市税等の収納率向上やふるさと寄附金の受入れ拡大などによりまして、引き続き自主財源の確保に努めてまいります。以上です。

(坂本) 32ページに行きます。物価高騰対応の地方創生臨時交付金が約17億円計上されております。具体的にどの事業に充当され、市民生活にどのような効果をもたらしたのか、またその効果検証は行っているのかを伺います。

(総合政策課長) 物価高騰の対応の重点支援地方創生交付金でございますけれども、現年度分につきましては、生活者支援に係る水道事業会計助成事業といたしまして、水道基本料金の2か月免除に用いております。また、低所得者支援及び定額減税補足給付金事業といたしまして、令和6年度非課税と均等割世帯10万円等の支給を行ってございます。また、低所得者支援及び定額減税補足給付金支援事業といたしまして、令和6年度の非課税世帯10万円、非課税世帯子ども加算5万円を出してございます。繰越明許の部分でございますけれども、こちら小学校の給食食材費物価高騰分の支援事業、また中学校の給食運営事業という形でそれぞれ1食当たり25円を充当してございます。また、こうのす空・花クーポン券2024事業、またエコな住環境づくり事業、地域防犯体制支援事業、住宅等防犯対策補助金、また均等割のみ課税給付事業の子ども加算事業、こういったものに充当しているところでございます。

以上です。

(坂本) 次、50ページに移らせていただきます。基金繰入れの状況ですけれども、減債基金に2億6,000万、合併振興基金に16億8,000万(P.63「1億6,800万円」に発言訂正)、財政調整基金に2億円(P.63「2,000万円」に発言訂正)など、複数の基金繰入れが行われております。当初予算時の想定との差はどの程度か、また今後どの水準の基金残高を維持する考えがあるか伺います。

(財務部参事兼財政課長) 各基金の当初の想定との差についてでございますが、減債基金繰入金につきましては、充当先である公債費の借入金

元金償還費の支出がほぼ見込みどおりでありましたことから、当初予算のとおり2億6,000万円の繰入れとなっております。合併振興基金繰入金につきましては、当初予算では2億6,044万6,000円を計上しておりましたが、充当先の道の駅整備事業におきます設計委託料や建設発生土搬出委託料などの減額に合わせまして繰入金を減額いたしまして、最終的な繰入額が1億6,809万1,000円となっております。財政調整基金繰入金につきましては、当初予算では18億4,000万円としておりましたが、昨年9月議会におきます補正予算（第4号）におきまして、前年度繰越金等を財源として18億5,000万円を減額するなど、各補正予算におきまして歳入歳出の調整のための増額と減額を行った結果、最終的に2,000万円の繰入れとなったものでございます。

今後維持していく水準でございますが、減債基金につきましては特に基準を設けてはおりませんが、令和5年度、6年度と続きました普通交付税の臨時財政対策債償還基金分の措置などの状況を見定めながら、今後も計画的な積立てと取崩しに努めてまいります。合併振興基金につきましては、合併特例債を原資として造成した基金でありますため、今後の積み増しは予定しておりますが、当面は道の駅整備事業等の財源として有効活用していきたいと考えております。財政調整基金につきましては、今後も引き続き本市の適正規模をちょっと上回る30億円程度の残高を維持できるよう、適正な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

（坂本）発言の訂正をお願いいたします。

合併振興基金の金額について、「16億8,000万」と発言してしまいましたが、「1億6,800万円」、それから財政調整基金の繰入れについては「2,000万円」に訂正をお願いいたします。

（委員長）ただいまの発言の訂正につきましてはご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

（坂本）引き続き質問させていただきます。

ページを2ページ戻りまして、48ページをお願いいたします。ふるさと

納税についてですが、ふるさと寄附金は7,500万円、企業版は210万円となっています。他市と比較して増減の傾向はどうか、また返礼品や広報戦略の見直しは検討しているのか伺います。

(総合政策課長) ただいまのふるさと寄附金についてのご答弁の前に、1つ前の臨時交付金の関係で私のほうで答弁が漏れておりましたので、そちらについて初めに追加をさせていただければと考えております。物価高騰の臨時交付金の関係の効果検証ということでご質問がございましたけれども、そちらにつきましては、国ほうの指示、指定に従いまして市のホームページにて公開をさせていただいておるところでございます。

引き続きまして、ふるさと寄附金の関係……

(委員長) ちょっとお待ちください。ただいまの発言の訂正につきましてはご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

続けてください。

(総合政策課長) 失礼いたしました。

続きまして、ふるさと寄附金の関係、他市と比較してということでご質問がございました。こちらにつきまして、国の調査結果を見ますと、ふるさと納税の受入額、また企業版ふるさと納税による寄附額とともに全国的には増加傾向でございます。

また、返礼品、広報戦略の見直しということでございますけれども、鴻巣市が残念ながらふるさと寄附金の関係伸び悩んで、前年度よりも寄附額が減少しておりますけれども、こちらの要因の一つといたしまして、寄附者のニーズが日用品のほうに移ってしまっていると。そういったところから、私ども鴻巣市におきましても返礼品の洗い直し、また返礼品の魅力度向上に向けたポータルサイトの掲載写真の見直し、こういったものを進めながら寄附の向上を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

(坂本) 最後になりますが、68ページと70ページになります。臨時財政

対策債は約1億2,500万円、小学校施設改修や道路整備などでも市債発行されています。当初予算と決算との差はどの程度だったのか、また償還財源をどのように確保していくのかを伺います。

(財務部参事兼財政課長) 令和6年度の市債の収入につきましては、当初予算の総額6億5,010万円に対しまして、事業費の確定や事業の進捗状況などに伴い、1億3,736万2,000円の減額補正を行いまして、最終的な予算現額は5億3,683万8,000円となっております。この予算現額に対しまして、収入済額は4億8,323万8,000円と、予算現額に対し5,360万円の減となっております。この減の要因といたしましては、令和7年度への繰越明許費の繰越財源としての3,790万円分が起債しなかった分がございます。このほか、令和6年度の事業費の確定等によりまして、実際の借入額が予算額を下回ったことが主なものとなっております。償還の財源確保につきましては、償還金の財源は一般財源となりますことから、市税等の収納率向上や未利用資産の売却、ふるさと寄附金の受入れ拡大などによりまして一般財源の確保に努めていくほか、必要に応じて減債基金の繰入れを行いますとともに、地方債の借入れに当たっては可能な限り交付税への歳入割合が高い有利な地方債の活用を図ることで負担の軽減、平準化を図ってまいります。

以上でございます。

(委員長) ただいまの坂本副委員長の質問は17分が経過いたしました。
暫時休憩いたします。

(休憩 午後3時22分)



(開議 午後3時22分)

(副委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(川崎) 私は、1点だけお聞きしたいと思います。

14ページ、市税についてですが、市税全体での不納欠損を見てみると、時効によるものが圧倒的に多く、166件、1,247万7,673円となっております。時効、これ5年ということであったかと思いますけれども、この後の回収されないのか、どのように対応していくのかについてお聞きいた

します。

(収税対策課長) 時効による不納欠損は、地方税法第18条第1項の規定により、地方税の徴収権は法定納期限の翌日から起算して5年間行使しないことによって、時効により消滅すると定められております。そのため、不納欠損の処理を行った後は、その部分の納税義務がなくなることになります。

以上です。

(川崎) 要するにもう回収されないとということなのでしょうか。ちょっとよく聞き取れなくて。すみません。

(収税対策課長) そうです。時効によって不納欠損の処理を行った後は、もう納税義務がなくなることになりますので、回収できないということになります。

以上です。

(川崎) そうしますと、前任者からも度々質問があったかと思いますが、そうならないための予防的な措置が非常に大事だと考えますが、その辺についての取組はどのように行っていらっしゃるのでしょうか。

(収税対策課長) 先ほどもお話をさせていただいたのですけれども、滞納処分については、年々処分が進む中で差押えが難しい案件が残り、大幅に徴収率を上げることが難しい状況にあります。財産の調査を徹底をして、資力が確認できれば早期に差押えを執行し、資力がなければ滞納処分の執行停止を行うなどして滞納市税の圧縮に努めている状況です。

以上です。

(川崎) さらに前の納税相談の持ち方についてお伺いをしたいと思います。

そこを広く周知すること、また納税相談しやすいような、そのような相談体制を取られているのかどうか、市民目線に立ってお答えいただければと思います。

(収税対策課長) まず、納期限が過ぎて納付がない場合には、まず督促状を発送します。その督促状が届いて納付なり納税相談をしていただけ

れば、納付に向けてのスケジュールを組んだり、相談を受けております。納税がないからといってすぐに差押えなどの滞納処分をするわけではなくて、納期限までに納付ができない場合には、先ほどお話しした督促状を20日程度で発送して自主納付を促して、督促状が届いても納付が困難な場合は、滞納者の方から連絡があれば納税相談に応じができるのですけれども、連絡がない場合には財産調査を開始して、滞納している市税に換価できる財産が確認できれば差押えを行っております。また……すみません。ちょっと。

(副委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後3時28分)



(開議 午後3時29分)

(副委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(収税対策課長) 納税相談に関してなのですけれども、督促状を送って相談をしていただく機会があるかと一回は思うのですけれども、それでもやはり納税相談がない場合、催告書というのを送る場合があります。催告書を送って、また納税相談の機会を、納税者の方がご連絡をしていただければ、またそこから納税の相談につながって、その方の資産の状況だとか、収支の状況だとか、生活状況、そういうものを確認することによって納税につながったり、あとどうしてもまだ生活が苦しい場合にはそのほかの対応もできるような形で相談の機会を設けております。

以上です。

(川崎) では、最後にお伺いいたしますけれども、令和6年度の納税相談の状況、件数についてお答えいただければと思います。

(収税対策課長) 納税相談の件数は、特に記録はしておりませんので、納税相談があった都度対応しているので、件数の把握はしておりません。以上です。

(副委員長) それでは、先ほどの川崎委員長の時間につきましては8分経過をしました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後3時31分)



(開議 午後3時31分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) では、本日の審査はこの程度にとどめ、散会といたします。明日は午前9時から開会いたしますので、よろしくお願ひいたします。本日は大変お疲れさまでした。

(散会 午後3時31分)